

午前10時13分 開会

○議長（松川峰生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第4号により行います。

日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○8番（荒金卓雄君）きのうから、東日本大震災の防災対策の見直し、そういう観点からの議論がなされております。公明党としては、一般的な防災対策の方は先輩議員が後ほど質問を用意していますので、私の方は自治体のコンピューターの被害、そういう観点からの災害対応、これに関して質問させていただきたいと思っております。

新聞やテレビで、多くの報道の場面また報道記事がございますが、実はなかなかコンピューターの被災内容に関して報道がされているというのは、余り多くはないのです。しかし、実態は自治体の、別府市でいえば別府市役所5階にある機械が、直接津波で水をかぶったりとか、また地震の揺れで室内を右往左往して使えなくなったり、その結果データがもちろん利用不可能になるという被害もありますし、これは民間の大企業でありまして、また小規模事業者、こういう皆さんも、多くの企業体はコンピューターなくしては今動いておりません。ですから、その被害がどういう内容なのか、またその被害を復旧するためにはどういうことが必要なのか。今回の震災から学ばなければならないこと、特に自治体の貴重なデータをどう守り復旧していくのか。こういう観点できょうはお尋ねをしたいと思っております。

まず初めに、今回の東日本大震災で自治体コンピューター被害について、どういう把握をされているか。まず説明をお願いいたします。

○情報推進課長（池田忠生君）お答えいたします。

地震・津波の直接的な被害といたしまして、サーバー、ネットワーク等の機器における障害及び破損、また間接的な被害といたしまして、停電等によるコンピューター機器の機能停止や建物倒壊のおそれ等による立入禁止などによって、さまざまな行政業務が実質的にできない状況に至っております。これら被害によりコンピューター関連機器の損壊、住民基本台帳、戸籍データなど情報システム内のデータの消失が確認されております。

○8番（荒金卓雄君）身近な私たちの感覚で言いますと、携帯電話は、もう大半の皆さんがお持ちで、その中に数百名規模の個人情報といえますか、自分の友人・知人、またいろんなメモ、日程、そういうのが入っております。こういうのを水にちょっとつけてしまったらだめになってしまったとかいうような失敗談を時々聞きますが、それはもう機器を買いかえて、新しい携帯電話を購入することはできても、それでだめになってしまったデータというのは、まず復旧できない。これは個人レベルでも、非常に大きな損失になるわけです。これが自治体レベルになりますと、今お話のありました住民基本台帳のデータ。だれが別府市の市民であるのか、また、あなたの住所はどこどこですね、こういう内容のデータがなくなってしまう。また戸籍データ、だれとだれが親子関係で、またどなたがもう亡くなっていて、こういう非常に重要なデータがなくなってしまうということを今確認されているということでしたが、万が一、これは一般論になるでしょうけれども、万が一別府市役所のコンピューターのそういうデータが消失してしまったというような場合の復旧に関する考え方、またそれを復旧していく上での問題点、課題、こういうのはどうふうに認識していますか。

○情報推進課長（池田忠生君）お答えいたします。

まず、被害データの復旧ですが、電子データにつきましては、各自治体が保有するバックアップデータにより通常は復旧されておりますが、このたびの地震・津波では、被災地域が広範囲に及びましたことから、一部自治体におきましては、データ保管施設も罹災し、

電子機器、電子媒体及び紙媒体のデータが消失しております。消失データの復旧につきましては、住民基本台帳及び戸籍データとともに、サーバーなどの保守管理を委託している業者によってこれらのバックアップデータが残っていたため、これにより復元・再生されております。データ消失の各自治体では、バックアップデータの存否及び再生を確認できる間、住民データにありましては住民基本台帳ネットワークシステムを、戸籍データにありましては管轄の法務局等から戸籍の副本を活用し、各種証明書等の発行事務が処理されております。

データ管理上の今後の課題であります。バックアップデータの複数場所での保管や、データの保管を業務委託し、より遠隔地での保管を基準に再検討していかなければならないと考えております。

○8番(荒金卓雄君) 今おっしゃいました、例えば業者が、たまたまバックアップをしてそういうのを持っていたケースで救われたというようなこともあるでしょうが、今おっしゃった、ちょっと難しい言い方でしたけれども、例えば住民基本台帳に関しては、大分県が実は定期的に別府市の住民基本台帳データを保管してくれている、吸い上げている。それはもちろん毎日の直近のやつが常にあるわけではない。1カ月に1回ぐらいのペースかもしれませんけれども、万が一のときはそういう県のデータから市の方が提供を受けて復旧するというようなことが可能。また戸籍データに関しては、これは法務局がやはり戸籍の副本ということでデジタルデータを定期的に持っているということで、その提供を受けて復活が可能という、こういう意味でよろしいですか。ちょっと確認です。

○情報推進課長(池田忠生君) そのとおりでございます。

○8番(荒金卓雄君) しかし、今申し上げたような、県が保管してくれていたり、法務局が保管してくれていたりしているのは、全くのオリジナルと同レベルのデータではないわけですね。やはり項目を幾つかはしょって、最低限必要なのだけを吸い上げている。また、これも1カ月前ぐらいのこととなれば、直近の1カ月間にあったいろんな変更、これは反映されていないですから、それを例えば原簿の紙なんかから拾い出してでも反映させなければ、最新にはどうしても戻しようがない。こういう最低限の環境があるにしても、一番求められるのは、やはり直近のやつを自前でどこかに保管をしているということが求められるわけですね。

きのうも、17番議員さんが東北の被害状況のお話の中で、やはり自治体データが消失している。そこで非常に重要なのは、やはりバックアップデータを安心なところ、また遠隔地、こういうところに保管をしておくということは非常に大事だということをおっしゃっていました。

そこで現状、別府市役所で災害に備えてということでのバックアップデータの保管の仕方の現状、これはどうなっているのか。また、それで万が一の大規模災害発生時にデータの安全性、これは十分守れる状態にあるのか。ここはいかがですか。

○情報推進課長(池田忠生君) お答えいたします。

別府市では、管理及び情報系システムといたしまして、約80のシステムが稼働しております。これらシステムのデータバックアップにつきましては、システムごとに、また定期的に磁気テープ等の外部媒体により、庁舎5階において保管をしております。本市の情報のバックアップ体制は、基本機器の障害発生時に対応することを想定しておりますので、東日本大震災のような災害に対しては、データ、情報の保護が十分されているとは言えない状況であります。

○8番(荒金卓雄君) そうですね、現状はとにかく市役所の5階のコンピュータールームに万が一その機械が、ハードウェアが障害を起こしたときのためにということで、一日の最後でデータをバックアップテープにとって、それを同じ部屋の中に残しているというこ

とですね。だから、これは万が一の大災害でその部屋自体がやられる、バックアップデータ自体がその部屋にあるがゆえに消失するというのには、全く心もとない、大いなる危機感を抱かざるを得ないわけです。これは、もう今は自治体だけではありません。一般の民間企業も大量のデータを自社の財産として持っているわけですから、その貴重な財産のバックアップ、コピーを少しでも安全なところに保管するという苦勞、これは費用をかけてでもということですけども。

ちょっと角度は違いますが、昨年、宮崎県では口蹄疫で多くの畜牛が殺処分されるということがありましたけれども、その中でやはり重要な種牛ですとか、また、その種牛の種をつけた受精卵、そういうものを感染から守るために、いち早く遠隔地に避難させたりということがありましたけれども、これは別にコンピューター業界だけではなくて、それを再生させるためには莫大な労力と莫大な時間がかかるというものに関しては、ある程度のコストをかけても安心・安全が守れるところに保管をすることが求められるはずで。これに関して、今後別府市の情報推進課としてどのように取り組んでいく考えでしょうか。

○情報推進課長（池田忠生君） お答えいたします。

災害発生時の初動体制は、人命救助が最優先されるものでありますが、次の段階では被災者名簿の作成、義援金交付など、必要な住民情報等の各種証明書の発行が、行政の取り組むべき重要な業務となったと報告されております。このようなことから、住民の生命、自治体の機能を守るためにも、住民情報の早期復旧は、行政の使命として取り組む必要があるものと考えております。各種データの保護・保管につきましては、より安全な管理方法の検討を進めていくようにしておりますが、バックアップデータの外部媒体として、またはバックアップデータの転送により遠隔地の安全な場所に保管することが、有力な方法となっております。また、バックアップデータがコンピューター機器の損壊のもとで活用できる仕組みづくりも今後の課題となるものと考えております。

○8番（荒金卓雄君） 早速その検討を始めていただきたいということを、まず強く要望いたします。

次に、被災者支援システムについてちょっとお伺いをいたします。

今回、被災地の報道が、発生直後、1日、2日、3日という状況で報道されている内容から、1カ月たって、また2カ月経過して報道されている内容になりますと、避難場所でのいろんな御苦勞ですとか、また救済物資がうまく届いているかどうかとか、またボランティアが、ボランティア団体が役割を調整していろんな貢献をしている。そういうある程度落ちついた段階での状況が報道されておりますが、コンピューター被害を受けた上で、まず人命の救助が最優先される数日間が経過して、今後何を市民の皆さんが考えていくかということになりますと、まずこれは罹災者証明、これが一番になるわけなのですね。

いろんな手続きをする。例えば今回多額の義援金が全国から寄せられていますけれども、それもなかなかうまく届いていないとか、また法律的にも被災者生活再建支援法なんかに基づいて支給を受けられた。また弔慰金ですとか、こういうものも今後の生活の再建のために、被災地の皆さんとしては一日も早く欲するという状況なわけですが、これをしかし、市役所に来て罹災証明をお願いしたいと申しましても、これはすぐ実は簡単にはいかないのです。

これはちょっとウエッジレポートというので、東北の石巻市役所で罹災証明を出すのに3時間並ぶ住民の方がいらっしやるとか、そういう状況だということなので、少しレポートがありますので、ちょっと紹介しますけれども、家を失った住民が、生活再建に向けてなくてはならないのは、罹災証明書です。これは被災者からの申請を受けて市区町村が住宅の被災状況、全壊か大規模半壊か、また半壊か、このようなものを証明するもので、こ

れないと保険金の請求もできない。支援金の申請もできない。固定資産税の減免などにもこの罹災証明書がないとできないということなのですが、この罹災証明書の発行は、ただ申請用紙に書いてきて、それで証明を出せるかということ、ここは簡単にはいかないのですね。やはり書いてきた方が間違いなく石巻市の住民であったかどうか、また、その世帯が住んでいた家が、住宅が間違いなく石巻市にあったかどうか、こういう確認が要る。そして、またその住宅が実際に申請で言われているように半壊状態なのか、全壊状態なのか、これも確認をしなければいけない。そのために必要なのが住民基本台帳でありますし、また家屋台帳、さらには実際には市役所の職員の方がそこに、現場を見に行行って半壊だ、全壊だと、こういう内容を整理して入れていかないといけないのですが、これはコンピューターシステムが壊れた状態ではまず不可能なのです。

ところが、これに非常によく対応できるシステムがありまして、それが被災者支援システムということです。これはもう御承知のとおりです。阪神・淡路大震災のときに西宮市の自治体の方が、急遽、罹災証明の受け付けをスピーディーにやるために開発したプログラムなのですが、それが何度も見直されて、また機能も充実して、それが自治体の推薦プログラムのようなのに登録されて、各地方自治体、希望すればそれをもらえておく。これは実は災害があってその準備をするわけではないのです。災害がある前に準備をしておいて、そして住民基本台帳のデータと家屋データをドッキングさせておいて、万が一災害が発生して申請が来たときにお名前を伺えば住所、またその住宅の所有があるかどうか、こういうデータをもとにそこに、実は半壊状態なのです。また、さらには父親が亡くなりましたとか、母親が不明ですとか、そういう被災状況、こういうのもでき、また、さらには仮設住宅に入った、入居ができたかどうかとか、こういう項目がずっと追加ができていくわけですね。これで初めて自分の市町村としての被災者の「台帳」というと恐縮ですが、被災者台帳のようなものができ上がるという、こういう被災者支援システムですけれども、これを災害前は全国の自治体では数えるぐらいしか導入してなかった。ところが、3.11の災害が発生して、こういう貴重なプログラムがあるということで、全国の多くの自治体から、ぜひうちにも導入したいということで申請が上がっておりますけれども、別府市はこれに関してどういう取り組みをしていますか。

○情報推進課長（池田忠生君） お答えいたします。

被災者支援システムについては、現在のところ導入しておりません。しかしながら、近年の阪神・淡路、新潟県中越、今回の東日本大震災など、たび重なる大災害への備えが、東南海・南海地震を考えるに喫緊で必要であると考えております。このことは、災害時の初動体制として情報の集約なくして危機管理は遂行できないというたわれ、また、危機管理下における適切な意思決定に通じる基礎は、情報の把握と一元化にかかっているとされており、また、情報の収集・分析が最重要課題として取り組みが主流となってきております。このような状況から、今回議員の御提言により、この支援システムについて調査をさせていただいております。現状では、試験的な導入も可能なようであり、この被災者支援システムの利用の導入に向けて前向きに関係各課と協議をさせていただきたいと思っております。

○8番（荒金卓雄君） ぜひ早急に、前向きにというか、必ず導入するという姿勢で取り組んでいただきたいし、できれば今回被災を受けて、またそういう実際の導入をした自治体にも視察に行つて、その重要性をわかっていただきたい。これを申し上げて、ちょっと時間がかかりましたので、以上でこの項は終了いたします。

続きまして、今回の統一地方選についてということでお伺いいたします。

今回、私も2期目、4年ぶりといいますか、選挙をいたしまして、やはり市長にしてもそうでしょう、私たち25名の市議会議員も、市民の皆さんの負託を受けてこの場に来て

いる、またいろんな質問をさせていただいているということを改めて自覚させられております。今回は、この選挙運動が3.11の災害で自粛ということもあったり、また、少し私も市民の皆さんからいろんな指摘といいますか、市民の皆さんが選挙を見る目と、当事者である私たちが選挙を考えている目が、やっぱり違うのだなということを思わされたのがありましたので、若干その点から入っていきたいと思います。

今回、10時まではとにかく広報車のマイクで市内を走らないということでしたので、8時から大体10時ぐらいまで、私たちは携帯用のハンドマイクを持って、鉢巻きをして、若い支援の皆さんと一緒にいわゆる一般道、歩道をどんどん歩きながらやっていくわけです。そうすると、市民の皆さんの朝の安らぎを乱すという、「ちょっと静かにせんか」とか、「やっぱりある程度、もうちょっと向こうの方でやっておくれ」というような声も正直ございました。また、御商売されているような場合の方は、話している内容どうこうというよりも、しゃあしいということで、場所を変えてくれというようなことを言われるのですが、ずばり、私ども、こういう選挙運動がどういう法令に基づいて、守られているという根拠があるということは間違いないと思っておりますので、まずその辺の説明をちょっと端的にお願いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（吉野 武君） お答えいたします。

公職選挙法164条の5の街頭演説に当たります。街頭演説につきましては、一定の要件が決められており、選挙管理委員会から交付される標旗を掲げ、拡声器には表示物を取りつけておかなければなりません。運動員には、また腕章をつけておかなければなりません。街頭演説は、必ずその場所にとどまってしなければならず、移動することはできません。したがって、路上を歩きながらする演説や、走っている自動車や自転車などの上からする演説、流し演説は許されておられません。また、公職選挙法166条で、特定の建物及び施設、これは公共の建物——市営住宅は除きますけれども——や交通機関、療養施設における演説及び連呼行為が禁止されております。公職選挙法140条の2では、原則連呼行為が禁止されていますが、例外といたしまして、連呼行為は個人演説会場、街頭演説または演説の場所であることができるほか、選挙運動用自動車または船舶の上であることができ、流し連呼も認められております。学校、病院、診療所、その他の療養施設の周辺においては静穏を保持するよう努めなければならないとなっております。

○8番（荒金卓雄君） 病院ですとか学校、こういうところでの周辺では少し静かにというのは重々わかりますが、法律的には選挙運動、街頭運動ということできちっと定められているわけですから、市民の皆さんにもこの辺の理解をとというのが、まず私も思っております。

もう一つ、これは別の市民の方からの御意見で、別府公園で出陣式をやっていた、集会があった。これは私たちも県会するときにはやりましたけれども、あと市長ですとか、またほかの候補も何名かやっているようですが、それが市民から見て、大人数で勢いをつける集会をやるのは、もちろん選挙だからいいでしょうと。だけれども、そこに車両が案外市民の方が見たときに六、七台入ったらしいのですよ。通常、別府公園なんかは余り大きな車両が入るとはばかられるというような感覚がありますから、選挙運動のときだけそういう車両を遠慮なく入れていいのかというような指摘を受けたものですから、まずこの公園でのそういう選挙の集会をやって、また車を入れるということに関して法律違反とか、そういう観点からはどうでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（吉野 武君） お答えいたします。

公園や空き地などで多数の人に向かって選挙運動のための演説を行うことは、先ほど説明いたしました街頭演説に当たりますので、選挙管理委員会が交付した標旗を掲げ、運動員は腕章をつけ、自動車や拡声器に選挙管理委員会から交付される表示物を取りつけてお

れば問題ございません。

なお、公園の使用については、担当課に確認したところ、使用申請を提出し、使用許可を出している、また車の乗り入れについては通行許可を出し、使用料を徴収しているようです。

○8番（荒金卓雄君） 使用料を徴収している。私たちも確認しましたら、やはり、あそこの別府公園の東側広場で2万円ほどの料金を払って、申請してやっているということですから、逆に言えば堂々とやっていいわけですが、さっきちょっとお答えがなかった車両に関して。私も公園緑地課でちょっと伺いましたが、1台、2台ぐらいならという話のようですが、もし多数台出したことに関してはどうでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（吉野 武君） お答えいたします。

担当課が違いますけれども、聞いたところによりますと、1から2台の通行許可は出しているというように伺っております。

○8番（荒金卓雄君） ということは、それ以上出すのは望ましくない。ですから心当たりのある方は、少しやっぱりそういう目で市民の皆さんから見られているということを確認していただければということをお願いします。

ちょっとスピードを上げていきますが、今回の選挙、投票率が上がっております。前回4年前は61.99%。これもずっと下降してきて何とか60%台を維持したというところだったのですが、今回はアップしました、64.29%。選挙運動は先ほど申し上げたように自粛、いわば市民の皆さんになかなか届きにくい面があったかと思うのですが、選挙管理委員会としてこの投票率アップの要因は、どのように考えていますか。

○選挙管理委員会事務局長（吉野 武君） お答えいたします。

投票率をアップするためには、いろんな要因が影響いたします。選挙の関心度、期待度、立候補者数、当日の天候、選挙啓発による上昇などがあります。

今回の投票率アップの要因については、選挙管理委員会といたしましても、はっきりとつかめておりません。しかし、今回特に異なる点は、東日本大震災のため旅行のキャンセルや外出を自粛したことなどが、多少影響していることが考えられます。

○8番（荒金卓雄君） 要因がなかなか把握できないということでしたが、私なんかから見れば、一つはやっぱり市長選挙が大分ヒートアップしたというのがあろうかと思いますが、もう一つはやはり期日前投票ですよ。期日前投票がもう何回も行われて、地方選挙だけではなくて国政レベルでも行われておりまして、多くの皆さんにとってはもう抵抗が少なくなっているというふうに思いますが、今回の期日前投票の結果、また前回との増減、ここはいかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（吉野 武君） お答えいたします。

期日前投票は、4年前が投票総数の19%で1万1,936人、今回は投票総数の25%で1万6,518人となっております。アップの要因としては、期日前投票の手続きが簡略化され、そのことが市民に認識され抵抗感がなくなったものと思われます。

○8番（荒金卓雄君） 確かに大分抵抗感は低くなっていますが、それでもなお残る抵抗感というものの声を実は私たちは聞くわけです。会場に行きまして、いわゆる受け付け、投票所入場券のはがきを持って行ったとしても、やはりそこで名前を聞かれ、生年月日を聞かれ、期日前投票の宣誓用紙というのがパソコンから印刷をされます。そこで、どういう御用事ですか、当日投票所に行けない理由はどれですか、丸してください。そういうやり取りをしながら名前を書いて、生年月日書いて、住所書いてというのに、やっぱり少しまだ抵抗感というか、心理的な不快感を感じるケースの声を聞くのですが、選管としてはその辺の声の認識はありますか。

○選挙管理委員会事務局長（吉野 武君） ことしの市長・市議選、統一選挙では、二、三

名の方がやはり抵抗感があるということでお帰りになって、当日投票に行くということでお帰りになったようです。

- 8番(荒金卓雄君) 今おっしゃったように、声を上げる人はまだいいわけです。しかし、中には一回行って少しそういう緊張感といいますか、嫌な感じを持って、もう今度はいい、行かん行かん、近くの投票に行くからというような場合、また仕事で、本当は期日前で済ましておきたいのだけれども、もういい、いい、当日の朝何とか7時過ぎたら行くというようなケースの声も聞きました。しかし、私はもっと期日前投票が気持ちよく、リラックスしてできるようにすべきだというふうに思うのです。もともと期日前投票というのは例外扱いの投票だったと思います。これは公職選挙法44条、こういうふうにありますね。「選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない」。この当日投票主義というのが大原則。しかし、やはりこれだけ世の中が変わってきて、日曜日でも仕事に出たりする家庭がふえている。また、選挙の投票率が概して下がってきている皆さんに、ぜひ選挙に関心を持って投票所に行ってくださいよ、そのためには告示日の翌日から投票日前日までの6日間ほどを期日前投票という制度を設けて、会場を設けますから、そこに行けば、もう本物の投票、いわゆる本当の投票箱にじかに入れられるわけですから、もう本当の投票です。以前、いわゆる不在者投票というのが、封筒に入れてというのがありましたけれども、その不在者投票というのは、なかなかくせ者、くせ者と言ったら悪いのですが、何とか苦勞して行っても、万が一投票日当日までに亡くなる、その方が亡くなると、入れたその封筒の中身は無効になる。だけれども期日前投票は、とにかく本物の投票箱にそのまま入れますから、その後その方が亡くなろうが生きているという、こういう重要な重みがあるのですね。

今回、さっきおっしゃったように、投票者の25%が期日前投票を利用しているわけです。4人に1人ですよ。4人に1人が期日前投票をしている。また、今後も恐らくふえていくのは間違いないと思いますし、投票率を上げていくという工夫の中でも、その期日前投票に行きにくいという障害を取り払っていく努力がやっぱり求められると思います。これはこれまでも、例えばバリアフリーで車いすでも市役所に来れるようにとか、いろいろ工夫もしていただいておりますけれども、私は大きなものは宣誓書、期日前投票所の宣誓書を会場に来てその場で書かないといけないということが、多く心理的な負担というか、緊張感を持たせてしまうのになっていると思うのです。

実は、こういうのは別府市だけの悩みではないのですね。全国的にも同じような悩み、それに対する解決策ということで、実は茨城県の日立市また静岡県森町、こういうところが、日立市は去年の12月からこの期日前投票の宣誓書というのを、選挙のお知らせのはがきの裏面に必要最小限の項目だけ、名前の欄、生年月日の欄、住所の欄、こういうのをに入れて届けているのです。そうしますと、告示前にこれが大体届きますから、届いて開けて裏を見ると宣誓書がある。つまり自宅でリラックスしてその期日前投票の宣誓書を書けるわけです。それを持って自分の行ける期日前投票の日に行けば、もうそこで煩わしいやり取り、恐らくここがカットされて、本人確認がされれば投票用紙が渡されて投票ということになって、私もちょっとこの日立市と、森町はちょっと実際は無投票になったから実現はなかったようですが、日立市の選挙管理委員会の係の方に聞きましたら、好評でしたという声を聞きました。

ずばり、別府市もそういう改良を試みるべきと思いますが、いかがですか。

- 選挙管理委員会事務局長(吉野 武君) お答えいたします。

導入については、替え玉投票の防止や入場券のスペースの問題から、投票所の案内文の削除などが必要になってこようかと思えます。そういういろんな面から検討を要する事項もございますので、先進地などにも問い合わせ、研究させていただきたいと思えます。

○8番（荒金卓雄君） 確かに一気にこのはがきの裏に印刷してやるというのはなかなか、費用の面ももちろんあるでしょう。今おっしゃったような替え玉とかいろんな心配というのわかりますが、まず、私は受け付けの職員の方の負担も大分軽減されると思うのですよ。今回大分集中した時間帯などには20人、30人待ちの状態になっていたというふうにも聞いております。これは並んでいる有権者の側も大変ですが、何とか掃こうとしている、賄おうとしている職員の方もちよっと大変なところなのです。

私は、もう1個提案します。要は、このはがきに書くのがすぐにはいかないということであれば、この期日前投票の宣誓用紙をホームページからダウンロードできるようにする。今実際、不在者投票に関しては、遠隔地の方なんかの便宜を図るために、インターネットで別府市のホームページに接続すれば、例えば福岡市で別府市の選挙管理委員会の不在者投票の宣誓用紙が印刷できて、そこで記入して郵送で送るという、こういう便宜を図っていますね。それと同じように、この期日前投票の宣誓書も、これこそずばり、同じ内容で構わないわけですから、別府市のホームページに入れて、期日前投票に行こう、当日書くのが抵抗ないという方はそれでいいのですよ。どうも抵抗があるというような方が、これをダウンロードして印刷して家で書いて持って行けば全く問題はないと思いますが、この点はいかがですか。

○選挙管理委員会事務局長（吉野 武君） お答えいたします。

期日前投票の宣誓書をホームページでダウンロードして事前にかけるようにしたらということでございます。この件につきましては、前向きに検討していきたい、そのように考えております。

○8番（荒金卓雄君） 選挙も当面ありません。次にあるのは、恐らく来年、再来年、国政、地方にしても。ですから、時間は十分ありますので、はがきの形が私は一番ありがたいと思っていますけれども、ダウンロードの件もぜひお願いしたい。

もう一つ。不在者投票が、病院とか介護施設で行われていますね。ところが、これは期日前投票と基本的には同じなのです。やはり申し込みをして、宣誓書というのをやはり病院なりで書いてやるわけなのですが、大きく違うのは、投票できる期間が大体1日なのです。期日前投票は6日ぐらいあるわけですね。自分の都合に合わせて、日にちを選べるわけです。ところが病院とか介護施設は、一つは申し込みの締め切りもある程度早い場合もあつたりします。また、実際に投票ができる期日前投票は、もうこの日の何時から何時ですよというのを病院また施設の都合で限定されている。これは私は、不在者投票また期日前投票と同じ条件からするとフェアでないというか、大分不利をこうむっていると思います。

また、いわゆる選挙公報、また選挙管理委員会が発行しています選挙の詳しいお知らせ、こういう資料は病院とか介護施設に行っていますか。これは恐らく行っていません。ですから、そういう選挙の情報という面でも、病院や介護施設で不在者投票をしようと思っている方には、大分私は不利になっていると思うのですが、この辺に関してはどうですか。

○選挙管理委員会事務局長（吉野 武君） お答えいたします。

指定病院での不在者投票は、選挙の期日の告示があった日の翌日から、選挙の期日の前日までですることができます。しかし、投票管理者は、当該病院の院長がならなければならないらず、日々入退院がある中、投票立会人も病院の事務員または看護師で、平素の病院業務の傍ら日時を決め、病院によりましては、中には2回から3回投票日を設け不在者投票を行っております。選挙管理委員会といたしましては、できるだけ投票日をふやしていただくようお願いしておりますが、難しいというのが現状でございます。

○8番（荒金卓雄君） ありがとうございます。何とか、はがきの件またダウンロードの件、今申しました不在者投票のやはり少し不利な扱いの面の見直しを考えていただきたいとい



うことを申し上げて、この項を終了いたします。

続きまして、高齢者の介護者への援助という観点で三つ挙げていましたが、ちょっと時間の関係で、3番目の介護家族への助成金制度の見直しについてお尋ねいたします。

これは、もう介護制度が10年前にスタートしたときに、在宅で介護している家族の方に何とか支援をという意味で、在宅寝たきり老人介護者見舞金制度というのができておりますけれども、この概略をまず説明してください。

○高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

在宅の高齢者で国の定める寝たきりランク度がB及びCに該当する方を、居宅で常時1年以上介護している方に年額3万円を支給いたします。ちなみに、国が定めている寝たきり度のランクBとは、1日の大半をベッド上で過ごし、食事、排泄、着がえのいずれかにおいて部分的に介助が必要な方をBと位置づけられております。Cは、1日じゅうベッドで過ごし、食事、排泄、着がえのすべてにおいて全面的に介助が必要な方をCとランクづけられております。

○8番（荒金卓雄君） それと、今おっしゃった居宅で常時1年以上介護しているという内容、意味合いが、ちょっとなかなかわかりにくい。また、申請した方にもちょっと納得がいきにくいというような声を少し聞いております。恐らく入院の日数また短期入所、いわゆるショートステイの日数の上限といたしますか、そういうのを設けて、申請を受けられるかどうかというのがあるのだと思うのですが、その辺もう少し詳しく説明をお願いします。

○高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

御質問の支給要件につきましては、本年の6月13日付で要件の見直しを行いました。居宅で常時1年以上介護しているものの定義についてのところでございますが、まず基準日が10月1日となっており、基準日前1年以内に入院が30日以上あれば非該当となり、また介護保険法等による短期入所を85日以上利用している場合も非該当になっております。このため、入院と短期入所の利用のバランスにより該当、非該当の判定に不公平感を生ずる可能性があるかと判断したため、この部分につきましては、入院と短期入所の通算が90日以上の方を非該当ということに見直しをいたしました。

○8番（荒金卓雄君） ありがとうございます。要は入院と短期入所の通算が90日以上の方、90日以上になるとこれが受けられない。90日未満におさまれば入院、ショートステイ、少し偏りがあってもオーケーというふうに見直したということですね。これはまた丁寧な申請者に対する説明を心がけるように要望して、この項を終了いたします。

続きまして、長期的かつ持続可能な温暖化対策について申し上げます。

ちょっと私が質問する前に、もう新聞等で、別府市役所は市庁舎の節電に積極的に取り組んでいるということが報道されました。私もうれしい限りなのですが、ちょっと質問をはしります。電気使用量の削減目標15%ということで、具体的に取り組んでいる節電の内容、この辺を少し具体的に説明してください。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

現在、本庁舎の節電の取り組みを行っておりますが、これにつきましては、職員による取り組みと、庁舎管理が行う取り組みとして14項目の実施をしております。具体的には今月の13日より順次取り組みをやっておりますが、職員の取り組みとしては、不要時の消灯の徹底、残業時の部分点灯の励行、パソコン等の省エネ設定、ブラインドの有効活用、近隣階の階段利用などの取り組みを行っております。また、庁舎管理の取り組みといたしましては、冷房の温度を28度以上に設定をする。また、エレベーター2基の運転停止、事務等の照明を間引くなどの取り組みを実施しているところであります。

今後は本庁舎、市民ホール天井部分の白熱球を、LED照明に切りかえるなどの取り組みを実施する予定でございます。

○8番（荒金卓雄君） 本日の本会議場の壁の照明も、そういう節電の一環ということで消しているというふうにも伺いました。また、議会棟も6月13日以降、天井の照明の間引きですか、また議会事務局の中もちょっと間引いて、うっすら暗めになって、こういう取り組みなのだなというのを感じましたが、これも期限がひとつ考慮が要るのではないかと私は思うのですよ。打ち出しているところでは9月末日までということで、いわゆるクールビズと同様のような夏に限定しての節電というふうに感じますが、これは今回の東日本大震災また福島原発の事故で、緊急の一過性の臨時的な節電とは違うわけですね。大きく言えば今後のエネルギー政策、私たちの日本人としての生活の仕方、このような面から電気をこれ以上、消費量をふやすのか、それとも減らせるスタイルに見直していくのかというところだと思います。ですから、これは9月末日までということですが、ぜひ一考をお願いしたい。大半のものは、今後もエアコンの温度調整を除けば、秋も冬も夏も春も実行可能な節電のところだと私は思っています。ですから、そういう長期的な取り組みというのをお願いしたい。

もう一つは、LED照明に地階の市民ホールの天井を交換していくということですが、これもぜひ交換したところに何か目印がつくようにしてもらえたらと思うのですよ。それは市民の方が見て、ああ、あそこがLEDなのだな、あそこが変わってきたのだな、それがふえてきたなということが目に見えて映らないと、なかなかLEDの照明なんかは、一般の蛍光灯なんかと区別が付きにくいのが実態だと思いますので、そこだけ私は工夫をお願いしまして、この項を終了いたします。

続きまして、今申しましたLED照明の設置拡大ということを申し上げます。

これは市内の街路灯、お話を聞きますと、市内で約7,500基があるということなのですが、またそれに電気代が非常にかかる、また新設工事、毎年毎年要望で、設置でまた費用がかかるということで、平成22年度で7,270万円ほど別府市内の街灯の費用がかかっているというふうに説明を受けました。それを今後消費電力の削減また電気料金の低減、こういうのを目指してLED照明に交換していくという計画を聞いております。今後のこの予定をちょっと教えてください。

○道路河川課長（岩田 弘君） お答えいたします。

まず、主に生活道路に設置しております5,500基、これは全体の、先ほど議員さんがおっしゃられました7,500の7割に当たりますが、蛍光灯タイプの街路灯の老朽化に伴う器具の交換、今後新たに設置する街灯をすべてLEDに切りかえる予定にしております。また、短期間ですべての5,500基蛍光灯タイプの街路灯をLED照明に切りかえることができるように実施計画書を作成し、切りかえに必要な工事費などを積算し、費用対効果を検討してLED照明の拡大に努力して、今後かかる費用の削減に努めてまいりたいと思います。

○8番（荒金卓雄君） ぜひその計画を立案して早期の推進をお願いしたいと思います。今は試験的にこの2年、3年ぐらいで何カ所か集中的に設置しているということで、私もきのう、教わりました楠町の小代病院の周辺をちょっと見て歩きましたが、これもお願いなのです。要は普通の蛍光灯なのか、取りかえたLEDの蛍光灯なのかの区別がやはりわからない。近くに行きますと、普通の蛍光灯は長い、細長い蛍光灯がもちろん埋まっていますけれども、LEDは小さい粒のようなものが埋まっているわけですね。だから近くまで行きますと、あ、これはLEDだというのがわかるのですが、幾ら町内の方に、市民の方に、LEDに切りかえていっていますよというPRをしても、市民の方にとって、あ、あそこがLEDに変わったよな、ここも変わったのだなという目印が今のままではないので、何かカバーにうっすら、例えば色をつけるとか、何か工夫をして、市民の方がLED照明の目印、ここは変わったのだというということがわかるような工夫をして推進をお願いし

たいということを申し上げて、この項を終了いたします。

もう一つ、地熱エネルギーに関して。ちょっと緑のカーテンは恐縮ですが割愛いたします。地熱エネルギーに関して、大分県は自然エネルギーの宝庫と言われております。太陽光、地熱、風力、水力、バイオマス、こういうのが取り上げられておりますが、中でも一番豊富な地下のエネルギーを持っている別府が、地熱エネルギーの活用というので注目を浴びつつあるようなものだけでも、別府市の取り組みとしてどの程度あるのか。まず現在の別府市の地熱エネルギーに対する考え方、これを教えてください。

○環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

今後、市として有望な地熱エネルギーの有効利用を研究し、その導入に向けて検討を重ねていく必要があるかと考えております。現在、温泉熱を利用した野菜や花卉の促成栽培、蒸し湯や地獄蒸し料理を初め、地熱や温泉を温度別に多目的に利用したり、地中熱を冷暖房に利用したり、低い沸点のアンモニア水を媒体として使用する新しい発電方式などを導入することによって資源利用の拡大が見込まれております。利用の展開によっては大きな自然エネルギーであり、本市の環境特性から判断すると、温泉の次に大きな別府の資源であると考えております。

○8番（荒金卓雄君） ぜひ新しい利用の展開を探っていただきたいというふうに思います。これは別府市民というよりも、別府市出身の県外の方が、案外別府市は今こそ温泉の次の自然エネルギーというところから開発していくチャンスではないかという声もいただいておりますので、ぜひお願いいたします。

最後に、使い捨てライターの販売規制についてだけ申し上げます。これはもう答弁は要りません。

ことしの9月27日から、いわゆる使い捨て100円ライターの安全基準が変わります。新しい安全基準、いわゆる小さいお子さんがちょこちょこっとあたって発火しないような、安全性の高まったPSCマークというのがついた使い捨てライターでないとは販売できないというふうになります。けれども実態は各御家庭またいろんな店舗、小売店、また別府の場合は飲食店なんか、いわゆる記念品、販売促進物として名前が入ったものなんかがあるはずで、こういうものを何とか無事故で回収をしていく、訴え、呼びかけをしていく必要があるかと思っております。これはまた市報等で、また時期を見てぜひ皆さんへの呼びかけをしていただきたいということを申し上げて、きょうの質問を終了します。

○12番（猿渡久子君） 通告の順に沿って質問をしてみたいと思いますので、よろしくお願いたします。

まず、防災の強化、災害時の対応の問題です。

3月11日に起きました東日本大震災、この救援ボランティアに私と共産党議員団の団長・平野議員も一緒に参加をしてみました。私たちは、日本共産党のボランティアとして全国から募集しておりますけれども、その一員として参加をしたものです。私は、5月24日から28日まで宮城県の塩竈市に滞在をしまして、お手伝いをさせていただきました。大変勉強になりました。私たちは、被災地現地の共産党の議員さんや支部の方と一緒に活動しまして、向こうの共産党議員がつくった使える制度のお知らせのビラを持って、被災者の方のところの御自宅に訪問をしたり、共産党に寄せられた支援物資を、青空市を開くなどして被災者の方にお届けしたり、そういう活動のお手伝いをさせていただきました。大分からもタマネギなどの物資を運んだりもしたわけです。

塩竈市内は、湾の中なので幾らか津波の勢いというのは弱まってはいるのですがそれでも5万8,000弱という人口の中で死者が44名、行方不明5名、避難生活者8,000人、こういう被害を受けたところです。訪問をしていろんな要望を聞いて、それをまた今後の国会の活動にも生かしていくとか、そういうことをしていったのですけ

れども、寝たきりのおばあちゃんを、ふすまを外して担架にして、ふすまに乗せて消防団の人と一緒に車に乗せて避難をただとか、そういう声も聞きましたし、また、放送があったのだけれども、これまでの経験から、こんな大きな津波が来るとは思わずにすぐに避難をしなかったのだ、そうしたら津波が来て、急いで2階に逃げたのだ。でも、1階の物はもう全部流されてしまって何にもない。2階で生活している。そういう方のところにも訪問をしたりしました。そのお宅は、私の身長でいっておでこのところぐらいまで水が来ていましたけれども、やはりそういう状況の中、親戚の方を亡くされたという方もたくさんいらっしゃるわけですが、皆さんおっしゃるのが、うちはこういう被害を受けたけれども、それでも自宅に住めるからまだいいというふうに、もっと被害のひどい方のことを思いやる言葉が皆さんから聞かれました。

太平洋側に面したところは、本当に津波の勢いがひどくて、東松島市とか七ヶ浜町、そういうところにも行ったのですけれども、本当に根こそぎ、松林も住宅も壊れてしまって、住宅も土台だけになってしまっている。漁協の建物の屋根の上に船が上がったままになっているという、2カ月半たった時点でもそういう状況で、本当に言葉にならない思いで大変胸が痛む、心が痛む思いでした。

忘れられないのが、私はコンパクトカメラでそういう被害状況を写真に撮らせてもらったのですけれども、そのときに通った車の中から、「写真なんか撮るな」と言われたのですね。小学生ぐらいの子どもさん、男の子だったと思うのですけれども、やはり大事な方を、また大事な物をたくさんなくされた方にとっては失礼な面もあったかと思うのですね。それでもやはりこの状況をしっかり受けとめて、私としては教訓として生かしていかなければならない、そういう思いで写真を撮らせていただきました。やはりつらい経験を直接いろいろお聞きしましたけれども、話してくださった方の思いにこたえるためにも、みんなで知恵を出し合って教訓として生かしていきたいと思っています。そういう思いで質問をさせていただきます。

まず、きのうもこの問題についていろいろと質疑がありましたけれども、やはりきのう、白杵のことで話が若干ありましたが、佐伯市も津波の想定の高さをこれまでの3倍に暫定的に市独自で設定をして、もうすでに取り組みが始まっている。ことしの10月の事業実施に向けてすでにスケジュールが動き出しているということを聞いています。なるべく早く対応していかなければならないと思うわけです。きのうの答弁の中で、何人かの方に対しての答弁があったのですけれども、別府市の防災計画については、国の見直しを受けて防災計画の見直しはしていくのだ。しかし、当面県が打ち出す目安、これをもとに防災の対策というのは実際には考えていく。防災マップを今年度中につくって配布をするとか、避難所の見直しをするとか、そういうことは計画の作成を待たずに先に進めていくのだ、今年度中に防災マップをつくっていくのだという答弁だったと思うのですけれども、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

今、議員おっしゃられたとおりで、間違いございません。

○12番（猿渡久子君） きのう、津波の高さを、満潮時と重なったときには5.2メートルというふうに想定をするのだという答弁もありました。私は現地に行って、制度のお知らせをするという活動をする中で感じたことなのですから、やはり罹災証明をとるといのが、被災した場合の制度、いろんな支援の制度を受けるためのスタートラインですね。まず罹災証明をとらないと物事が始まていかないという、支援を受けられないということですので、それをまずお知らせをしていくという活動から始まるのですね。光町の火災のときにもそうだったわけですね。そういう情報が届きにくい人もいたりするわけです。ですから、今テレビでもかなり罹災証明の取得のことを言っていますけれども、被災を

した場合にはまず罹災証明をとってくださいということを、日ごろから十分に周知しておく。それを繰り返し周知しておくことが大事だと思うのです。別府市のホームページにも載っていますけれども、もう少しわかりやすくお知らせをするし、いろんな機会を通じてそれを、もう市民の常識になるようにしておくということが必要だと思うのですけれども、どうでしょうか。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

罹災証明につきましては、別府市のホームページの「防災情報」から入り、「罹災者支援制度」という項目の中でお知らせしております。

議員御指摘のように、今後わかりやすくする工夫や、市報に罹災証明を掲載するなどして、さらに周知を図っていきたいと考えております。

○12番（猿渡久子君） また、きのうも防災無線、同報系無線について考えていきたいというような答弁がありました。スピーカーでお知らせをするという放送をするものですが、私が聞いた話では、塩竈市はこの同報系無線がバッテリー式だったので放送ができて、その放送を聞いて皆さんは避難をした。しかし、隣の多賀城市は、これがバッテリー式ではなかった。だから電源が切れて使えなかったというのですね。ですから、そういう際にも電源が切れても使えるようなものを今後ぜひ早い時期に設置してもらいたいと思います。

あわせて、電柱に海拔表示を設置するというふうなことも答弁がありましたけれども、宮城県内もあちこちに、こっちに逃げなさいというような案内表示があるのですね。議長の許可を事前にいただいていますので、ちょっとパネルを表示させていただきたいと思えます。

もう随所にこのような非常に大きく、津波がこっちに来たときには逃げなさいというような表示が、どこにいてもわかるように表示をされています。これは海岸線の写真なのですが、海岸線の遊歩道のところの地面にも、こっちに逃げろという矢印が書いてあります。海にはコンテナがたくさん打ち上げられていまして、そのそばの住宅地はもうみんな土台だけになってしまっているという状況でした。こういうやはり案内表示、こういうものも別府でも考えていったらいいのではないかというふうに思っていますが、その点どうでしょうか。

○自治振興課参事（月輪利生君） 先ほど言いました放送設備につきましては、今年度、同報系無線という方式を設置している先進地を調査し研究することとしております。

また、避難場所の案内表示板につきましては、現在別府市内43基を設置しておりますが、今議員おっしゃいましたように、今後先進地の案内板を調査・参考にしながら、増設についても検討していきたいと考えております。

○12番（猿渡久子君） 夜でも見やすいような形で、表示をされていました。そういうものを工夫していただければと思います。

私は、東松島市のある地域でたまたま出会った若い男性からこういう話を聞くことができました。その地域は、海に面した地域に中学校がありまして、線路があって、線路よりも山側に小学校があって、そのどちらにも避難をするように、こっちの地域は中学校に、こっちの地域は小学校に避難するというふうになっていて、避難訓練もしていたそうなのです。ところが、やはり中学校は海が近いので危ないということで、多くの人が小学校に避難をした。しかし、小学校の校舎の方がもういっぱい、校舎に250人、あとの人は体育館に150人が避難をした。ところが体育館まで水が来たわけ。津波が襲ってきて、体育館にいた特に高齢者、足の悪い方たち20人から30人が亡くなった。そのときに靴を脱いで避難をした方が多かったそうなのです。それから、津波から逃れた人たちも、自分の靴が流れてしまったことで、大変ながれきの状況にあるわけですから、靴がな

くて、その後も本当に苦労したというお話も聞きました。寒いので校庭に車をとめてエンジンをつけて暖をとっていた。その人たちも流されてしまった、亡くなった方がたくさんいた。

私が話を聞いた方も、消防団員なのだそうですが、消防団員も3人亡くなった。この地域で350人ほどが亡くなって、80人が行方不明だ。きのうまでここで遺体の捜索が行われていた。こういう話を残していかないといけない、伝えていかないといけないと言って、見ず知らずのどこのだれともわからない私たちに、そういう話をしてくださったのですね。こういうことを、やはり教訓としていかなければならないと思うのです。

そのお話を聞いて、私は、避難をするときに靴を脱ぐか脱がないかというのが、大変大事な問題なのだということを学びました。そういうことを、やはり施設の責任者の方が個人的に判断するというのは大変だと思うのですよね。やはりそういうマニュアル的なものといえますか、どんな災害でも靴を脱いで上がってください、靴のまま上がってくださいというわけにはいかないでしょうから、どの程度の災害のときに靴のまま避難をするのかとか、地域の中の連携をとって、地域の中でも、例えば高いビルに避難をするように民間の方にもお願いをしておくとか、やはりそういうマニュアルづくりとか地域の体制をつくっていくということが非常に大事だと思うのです。テレビ報道なんかでもありましたけれども、学校によって親が来るまで、これは首都圏の学校だと思うのですね、親が来るまで子どもを責任を持って預かるということをやった学校と、子どもさんを帰した学校とがあって、対応が分かれたということも報道であっていましたが、やはりどの程度の災害のときに親が迎えに来るまで預かるのかとか、どこの避難所に避難をしているとか、そういうこともしっかり事前に保護者に知らせておくとか、そういう責任を持った仕事をするためには、保育所も学童保育も、いろんなところで責任を持って預かるということが必要でしょうし、そういう地域の中の体制をつくっていく、それを日ごろから避難訓練をして、訓練の中で実体験しておく、そして検証していく。そういうことが非常に大事だと思うわけです。

やはり今、防災訓練も関心が高まってふえていると思いますけれども、その状況がどうなのか、またそういう地域の体制づくりについてのお考えはどうなのか、聞かせてください。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

東日本大震災後、市民や自治会でも防災に対する関心が高まり、平成23年度はすでに三つの自主防災会が訓練や研修を実施しております。今後は複数の自主防災会で合同して避難訓練などを行うものが6回と、単独の自主防災会で行うものが1回で、計7回が予定されております。今後さらにふえていくものと期待しております。

また、避難につきましては、防災訓練等を通して共通のルールや地域のルールづくり、個人の役割など一つ一つ連携を図っていくことが大事であると考えます。

○12番（猿渡久子君） また保育所では、避難訓練をしていると思いますけれども、学童保育、児童クラブとか児童館とか子育て支援センター、そういうところでは避難訓練はどのようなになっていますでしょうか。

○次長兼児童家庭課長（伊藤慶典君） 市内には保育所が26ほどありますが、その保育所においては地震それから火災、それから不審者、これらのことを想定しまして、月1回以上の避難訓練を実施しております。あと児童クラブそれから支援センターに関しては、年間2回から4回程度の訓練をしております。放課後児童クラブにつきましては22ほどありますが、毎月実施をしているところと全くしていないところもありましたので、今後指導していきたいというふうに考えております。

○12番（猿渡久子君） 放課後児童クラブを含めてしっかり避難訓練をしていく必要があ

るかと思しますので、今後よろしくお願いをいたします。

それで、今度の東日本大震災の報道の中に、石巻の幼稚園で早く保護者のところに送り届けようということで、その幼稚園は被災をしなかったのだけれども、バスで子どもたちを送っているその際に津波に巻き込まれて、幼稚園バスに乗っていた子どもさんたちが亡くなってしまったということが報道されて、もう本当に痛ましい報道がされているわけですが、その一方で岩手県の野田村保育所という保育所の報道がされていますが、ここは園児ら104人全員無事だった、生きた防災訓練ということで報道がされています。避難をする際に最短距離を通過して避難をするように民間の個人のお宅の庭を通過して避難をしているわけですね。そういうことができるように代々の園長先生たちが地域をお願いをしていたということですので、やはりこういうことに学ばなければならないと思います。

それで、やはりまた大災害の際には、携帯電話などの通信手段も途絶えてしまうということもありますので、こういう場合にはここに避難をしています、1次避難所、2次避難所というところについても、事前にふだんから保護者に知らせておくとか、やはりそういう避難先についても地域の協力が得られるように日ごろから体制をとっておくとか、避難をする際にも地域の方の手助けが得られるような協力体制をとっておくとか、そういうことも大事になってくると思うのですけれども、その点はどういうふうに考えていますか。

○次長兼児童家庭課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

保育所におきましては、現在1,700名ほど子どもさんを預かっている状況があります。そのうちのゼロ歳から3歳までというのが、約半数であります。自力歩行で避難ができるような状況でないような、言ってみれば災害の弱者という分類になろうと思しますので、保育所のみで避難をしていくというのは非常に無理な状況がありますので、地域の方の支援等が当然必要になってこようかと思えます。今後そういう点を含めまして、いろいろな面で検討していかなければならない点が多々あるというふうに思っております。

○12番（猿渡久子君） 今後そういう体制を、例えばホテルの高い建物に避難できるようにとか、そういう体制も、協力体制を地域全体でつくっていかねばならない、そういう面に努力していただきたいと思えます。

きのうの答弁の中で、学校の避難訓練について年に1回か2回実施しているという答弁があったのですけれども、これも保育所は毎月やっているということなのですが、小学校、中学校、高校、また幼稚園を含めて避難訓練の回数をふやす必要があるかと思えますが、どうですか。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、これまで行われてきた毎年の避難訓練は、学校では地震それから校舎内火災、不審者への対策といった従来型の訓練でありましたので、今後想定される沿岸部の学校においては津波、それから鶴見・由布・伽藍岳の火山噴火・爆発といった種別の現象に対応する避難訓練を当然加えて実施すべきであると判断しておりますし、そのように学校に指導をするようにしてまいります。ただ、その回数をふやすのみならず、当然中身の充実、緊張感のある、現実性のある本気の訓練を目指したいと考えております。

○12番（猿渡久子君） あしたも中央小学校で、津波を想定した避難訓練をするというふうに聞いています。きのう市長が、将来的に中央小学校など、移転を含めてしっかり検討していかねばならないという答弁がありましたけれども、私たち日本共産党議員団も、中央小学校、北小学校と野口小学校の統合の際に反対をいたしました。やはり早い時期に移転を考えていかねばならないというふうに思っていますので、今後ぜひしっかりと協議をしていただきたいと思えます。

次に、避難所の耐震化等の問題です。

小学校、中学校の耐震化は、27年度までに完了するということが、これまでも繰り返

し議会で答弁がされています。ただ、公民館などの避難所ですね。生涯学習課が所管する避難所の耐震について、現状把握ができているのか。耐震化が必要な施設について、今後どのように対応していくのか答弁してください。

○生涯学習課長（本田明彦君） お答えいたします。

生涯学習課の所管する施設のうち中央公民館、それから北部、西部、中部、南部、朝日・大平山の各地区公民館、ふれあい広場サザンクロス、別府市コミュニティーセンター、それから少年自然の家おじか、以上の9施設が別府市地域防災計画の中で収容避難所として指定をされています。これら9施設のうち中央公民館、北部地区公民館、それから、おじかを除く6施設につきましては、巨大地震を想定した新耐震基準で設計・建設をされています。一般的には震度6強程度でも建物が倒壊しない耐震性能を持つと言われております。残りの3施設につきましては、旧耐震基準によるもので、そのうち中央公民館につきましては、平成19年度に耐震診断を実施いたしておりますが、次の段階といたしまして、早急に耐震補強計画を策定しなければならないと考えております。また、北部地区公民館とおじかにつきましては、現在教育委員会が進めております小学校・中学校・幼稚園の耐震化の終了時期にあわせまして、耐震診断を実施してまいりたいと考えております。

○12番（猿渡久子君） 小学校、中学校、幼稚園の耐震化が終わってから公民館の方の耐震診断をするという答弁だったのですけれども、そういうことになると、28年度から耐震診断をして、その後対応していくということになると思うのですが、5年先ですよ。やはりもっと早く耐震診断、少なくとも耐震診断だけは早くしておくということが必要だと思います。

あと、町内公民館についても対応が必要だと思うのですけれども、これは市長の公約の中でも、老朽化した公民館や区営温泉に新しい支援や補助をしていくという、支援の制度をつくっていくということを公約されています。この町内公民館の役割は、私は非常に重要だと思うのです。

といいますのが、塩竈で聞いた話ですけれども、私がお話したある女性の方は、自宅には被害はなかったのだけれども、ライフラインが復旧するまでの間、電気も水もガスも使えない。そういう中で町内公民館で炊き出しをして、みんなでそこで食事をして過ごした。本当は小学校に避難をするように訓練をしていて、まず小学校の方に、体育館に避難をした人も多かったのだけれども、洋式トイレがないことで高齢者の方が無理だということで、2日ぐらいで町内公民館に帰ってきた。地元の町内公民館というのですか、地域の集会所に帰ってきた。

集会所では日ごろからいろんな行事のときに女性部というのですか、婦人部なりで炊き出しをしているからなれているわけですね。連携もとりやすいわけです。家の冷蔵庫にあった物をみんな持ち寄って、そこで炊き出しをしたわけですね。小学校の体育館にはガスが使えなかったのだけれども、ガスとかないですよ。火が使えないわけですね。だけれども、地域の集会所はプロパンガスが使えたというわけですね。だから、非常にきめ細かな対応ができた。パンとかでも、体育館だとそのまま配る。ウインナーとかでも袋からあけてそのまま配る。だけれども、地域の集会所であればトーストにしてマーガリンつけて、ジャムをつけてということができた。ウインナーとかでも火を通して出すことができた。10時のおやつと3時のおやつも出したというのですね。地域のお年寄りやみんなの顔が見える関係にあるわけで、安心して過ごせたというのですね。そういう経験を聞いても、やはり町内公民館の役割の重要性というのを感じるわけです。

町内公民館について1次避難所として指定されているわけですが、耐震化が必要なものもあると思うのですね。そういう耐震診断を含めて耐震化に早く取り組まなければならないと思うわけですが、これについてお考えはどうでしょうか。



○生涯学習課長（本田明彦君） お答えいたします。

町内公民館の耐震診断は、耐震補強に対する貸し付け・助成につきましては、すでに市長から検討するよう指示を受けておりますので、備蓄倉庫などの防災設備の設置等に対する貸し付け・助成を含め、現在生涯学習課において内部協議を行っているところでございます。

○12番（猿渡久子君） やはり、これもなるべく早く対応をしていかなければならない問題だと思いますので、よろしくをお願いします。

先ほど、中央公民館について耐震計画が必要だ、早急に必要だという答弁がありましたけれども、やはりこういう耐震化が十分でないところを避難所に指定をするというのはおかしいと思うのですね。ここに避難してくださいと言われたから避難したのに、大きな地震で壊れたというふうなことになるたら大変ですから、やはりこういうところは避難所の指定から外すということが必要だと思いますし、まだ耐震診断ができていないところについても、早くそういう診断をしてそのような対応をしていかなければならないと思いますが、どうでしょうか。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

中央公民館につきましては、地震に対しては避難所として適当ではないと思われませんが、そのほかの津波であったり火山噴火であったり、そういった方面に関しては避難所としては活用できると思っております。今後、避難所の見直しにつきまして、災害の種別ごとに応じた避難所を見直していくように考えておりますので、その中で統一的に考えていきたいと思っております。

○12番（猿渡久子君） よろしくをお願いします。

では、土砂災害対策など防災工事の問題です。

ここ数日も大変雨が激しかったので、この土砂災害が心配されたと思うのですが、パトロールなど大変だったのではないかと思います。土砂災害の危険な箇所がどの程度あるのか。どのような指定をかけているのかについて、まず説明をしてください。

○道路河川課長（岩田 弘君） お答えいたします。

本市における土砂災害関連の法的指定は4種類あります。まず、急傾斜地崩壊に関する危険箇所145カ所、そのうち人家等に危害が生じるおそれのある地区で県知事が指定する危険箇所と言われるものが24カ所あります。次に、地すべり危険箇所が8カ所あり、そのうち4カ所が地すべりの危険性がある防止区域に指定されております。3番目に、土石流の発生の危険性がある危険渓流が73渓流あります。最後に、建物の構造の規制や宅地造成などを規制する土砂災害警戒危険区域の指定が34カ所あり、合計、別府市内に260カ所の法的な指定をしております。

○12番（猿渡久子君） これらの土砂災害などに対して防災工事がどのくらい実施されているのでしょうか。

○道路河川課長（岩田 弘君） お答えいたします。

急傾斜地崩壊指定区域24カ所のうち22カ所は完成しております。現在、朝見1丁目ほか2カ所において、待ち受け擁壁設置等の防災工事を実施しております。また、地すべり防止区域4カ所のうち2カ所においては工事を完了し、他の2地区は継続施行中であり、さらに、土石流危険渓流については、現在2カ所で工事を実施しており、そのうち鳥越地区の浜田川においては、土石流防止のために砂防ダムの建設を行っております。これらの事業は、すべて大分県事業として実施していただいております。

○12番（猿渡久子君） きのうも土砂災害が県下で何カ所かあったという報道がありまして、こういう対応をしていたので住宅には被害がなかったという報道もありました。やはりこういう大きな工事は県がしているということなのですから、やはり県に向けてさ

らにこういう事業を広げてもらうように強く要望してもらいたいと思います。

また、それ以外のところでも別府市独自で工事を進めてもらいたい。そのことによって市内業者の仕事もふえて、経済対策にもつながりますので、その点お願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○道路河川課長（岩田 弘君） お答えいたします。

現在、継続施行中の防災工事につきましては、引き続き実施していただくとともに、今後、新規事業についても優先的に行っていただけるように大分県に強く要望してまいりたいと思います。

また、議員さん御指摘の市独自の防災工事の促進につきましては、毎年別府土木事務所と合同で行っております土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険区域の点検並びに別府市防災パトロールの危険度判定結果を踏まえまして、危険度の高い箇所につきましては、積極的に防災工事に取り組んでいきたいと思っております。

○12番（猿渡久子君） ぜひ、よろしくお願いします。ただ、そのときに、私は業者の方から聞いていますが、今生コンがすごく値段が上がっている。だけれども行政の単価、これは県が決めるそうですが、県の単価が上がらないので困っているのだと。大きい業者さんは結構大量に一度に買うので割と安く買えるのだけれども、自分のところみたいな小さいところは困るのだ。もうけが余らないのだということをおっしゃるのですね。せっかく今いろんな経済対策をやっているのだけれども、それが効果が上がるようにしなければならぬし、今からこういう防災工事や耐震化の工事を進める中でも、やはり市内業者にしっかり実入りがある、潤うような工事でなければならないと思うのですね。その点で県に単価を上げるように強く働きかけをしてもらいたいと思いますが、部長、いかがでしょうか。

○建設部長（糸永好弘君） お答えいたします。

生コンなどの土木資材単価につきましては、年2回、4月と10月に単価更正があって、各土木事務所の市町村単位で公表しております。その単価を採用して工事費の積算に利用しているわけでございます。

議員御要望の生コンの単価が安いという件ですが、これから零細企業者からの声として別府土木事務所の方にお伝えしたいと思っております。

○12番（猿渡久子君） ぜひ、よろしくお願いいたします。この防災・災害対策についていろいろと質問をしてみました。やはり市民の命・安全を守る、財産を守るという大変大事な課題ですので、市長のお考えや思いをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○企画部参事（福田 茂君） お答えさせていただきます。

市民の皆さんの生命と財産を守るため、災害に強いまちづくりを推進してまいりたいと考えております。特に地震・津波につきましては、これまでの想定が国及び県において見直しされておりますので、この見直し結果に沿いまして、本市の防災計画の見直しを行いたいと考えております。この見直しに関しましては、防災機関、生活関連機関との密接な連携を図り、また自治会の皆様方、自主防災会の御協力等をいただきまして、地域に即した防災・減災対策の一層の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

現地での生の声もいろいろ聞かせていただきまして、ありがとうございました。

この東日本大震災、昨日もお答えしたのですが、本当に防災対策は喫緊の課題であるというふうに認識をいたしております。さらに、議員の御指摘をいただいたように、災害を最小限に食い止めるというには、やはり市民と行政と一体となったこういう取り組みが必要であるということを感じております。市民の皆さんには、自分たちの地域は自分たちで

守るのだよという自助・共助、支え合う、そういう思いと、また行政の公助、これがかみ合っ  
てこそ災害を少しでも少なくできるのではないかな、このように思っておりますので、  
市民の皆さんのための安心・安全なまちづくり、このことに真剣に頑張っていきたい、こ  
のように思っております。

- 12番（猿渡久子君）一緒に知恵を出し合いながら、取り組んでいきたいと思えます。

では二つ目の問題、障がい者、高齢者の福祉の問題に移ります。

福祉避難所の充実の問題です。これも関連しますが、これまで福祉避難所が14カ所設  
置をされている。障がい者や高齢者の避難所として、要援護者として位置づけられて、協  
定を結んで設置をされているわけですけれども、その経過と状況について、まず説明をし  
てください。

- 障害福祉課長（岩尾邦雄君）お答えをいたします。

障がい者、高齢者等につきましては、平成18年に国立別府重度障害者センターなど6  
社会福祉法人等と、災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定を締結し、平成  
19年10月には8社会福祉法人と締結し、現在14法人等と締結をいたしております。  
また、別府市災害時要援護者支援制度の広報につきましても、市内の在宅介護事業所、障  
害福祉施設を通して依頼済みであります。

- 12番（猿渡久子君）この福祉避難所、さらに充実が必要だと思います。私は、ある障  
がい者の方からこういう声をいただいたのです。テレビで東日本大震災の様子を見てい  
ても、ああいう避難所には私たちは行かれん。行ったら迷惑かけるから、もうここで死ぬの  
だ。もう家におるしかないのだとおっしゃるのですよ。だから、いや、違うのですよ。こ  
うやって障がい者の施設とかに受け入れてもらうようになっているから、そこに行ったら  
いいのですよと言ったら、涙を流して喜ばれたのですね。だけれども、やはり遠いところ  
には行けないのですよね。近くにないとなかなか避難しにくい。あそこまではとても行け  
ないということになってしまう。ですから、やはりこの施設の受け入れ先の充実がさらに  
必要だと思いますけれども、どうでしょうか。

- 障害福祉課長（岩尾邦雄君）お答えをいたします。

特別な配慮を要する災害時要援護者にとっては、一般的な避難所における生活は、健康  
面や精神面への影響が懸念されることから、その対策が求められていると感じております。  
災害時要援護者は、一般の避難所生活では疲労やストレス、持病の悪化等を原因とする関  
連死に至る事例が報告をされております。東日本大震災におきましては、岩手、宮城県内  
を中心に4月2日時点で約40カ所の福祉避難所が開設されております。

本市におきましても、災害発生時には、災害時における要援護者の緊急受け入れに関す  
る協定により、福祉避難所を開設いたしたいと考えております。

また、今後の取り組みといたしましては、特別養護老人ホーム以外の介護保険施設など  
と協定の締結が可能かどうか、調査研究をしてみたいと考えております。

- 12番（猿渡久子君）よろしく申し上げます。

2番目の項目、障がい者のための施設の充実、居場所づくりについてですが、これは在  
宅の方が通う授産所などの施設は随分ふえてきたと思うのですが、生活をする場であるグ  
ループホームが欲しいという声が切実です。皆さん、親亡き後、この子たちはどうなるの  
だということをいつも心配されているわけです。親亡き後も本人の生活が変わらなくて済  
むようにグループホームが欲しいということで、ある福祉施設の方たちが、このグループ  
ホームをつくらうということで計画をされているわけですが、土地の確保や財政的な問題  
で大変困っていらっしゃるようです。朝日園については、市の空いている土地を無償貸与して  
いるわけですね。ですから、このような市の土地を、市が所有している土地を福祉施策の  
充実のために無償貸与できないのでしょうか。

○障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

施設整備につきましては、障がい者の生活の場として関係団体らと連携しながら、既存の建物の活用等を視野に入れ、民間活力による居住の場所の確保に努めたいと考えております。

また、市所有の土地の無償貸与についてでございますが、行政としての公平性を考慮し対処いたしたいと考えております。

○12番（猿渡久子君） ぜひ政策推進課、財産活用課ともよく協議して、要望にこたえられるように、また土地の有効活用ができるように考えていただきたいと思います。

では、3番目の介護保険制度の問題に移ります。

時間が迫っていますので端的に進めていきたいと思いますが、介護保険料が来年4月には上がることが予想をされています。3月の議会でもこれを質問いたしまして、宇佐市や中津市、大分市のように7段階、8段階にして低所得者の負担をなるべく抑えられないかということで質問しましたら、検討したいという旨の答弁が 있습니다。やはりこの間にも私は非常に多くの方から、介護保険料がこれ以上上がるなんか、とんでもない。今でも払えんで苦労しておるのに、上がるどころか下げてもらいたいのだ、こういう声をたくさんお聞きしています。私たち共産党市議団が行いました市民アンケートにも、こういう声がたくさん寄せられています。市としても、今言ったような努力をしていただくとともに、やはりこれも全国的な問題ですから、国に向けての働きかけが大事になってくると思います。

12月の議会で意見書が採択をされて、国の負担を当面30%に引き上げることや、保険料・利用料の減免を国の制度とすることなど4点について意見書を上げています。その問題で国に意見を上げるとともに、もう一つ私が介護保険の事業所の方、現場の方から声としていただいています。問題があります。それは、介護職員の処遇改善交付金というのが今出ていますけれども、それが今年度末、来年の3月でなくなってしまうのではないかと。これをぜひ継続してもらいたい。それを国に要望してもらいたい。この交付金があることで介護職員の処遇が幾らか改善されている、月に平均1万5,000円程度プラスになっているのだ、そのことによってやめる人が今減って、何とか落ちついている。高齢者の方も安心して過ごせる状態になっているけれども、これがなくなったらまたやめる人がふえて、人材確保ができなくなっていくのではないかとということが言われています。そういう点でぜひ介護保険料・利用料を含めて負担を抑えなければならないし、国に向けての働きかけを強めていただきたいと思います。どうでしょうか。

○高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

別府市においては、これまでも全国市長会を通じ、公費の負担割合をふやすように要望してきたところでございますが、第5期計画がどのようになるのか、まだ国の方で方針が決まっておりませんが、介護サービスの需要が年々増大し財政が厳しくなることが予想されることから、引き続き国に要望していきたいと考えております。

○12番（猿渡久子君） よろしくお願ひします。

では、学校教育の問題です。

エアコン、扇風機の設置・充実について。

これは、繰り返し私はこの議会で求めてきました。ことしもすでに熱中症で死者が出ていると報道をされています。学校保健法に基づく学校環境衛生基準、これによりますと、教室の温度について、夏は30度以下、冬は10度以上であることが望ましい。最も学習に望ましい条件は、冬で18度から20度、夏期でも25度から28度である、こういうふうになっていますね。扇風機の設置を当面進めていくということで、なるべく早くすべての普通教室、幼稚園の保育室を含めて設置ができるようにしていただきたいと思います。ことしの

3月までに中学校の普通教室にはすべて設置をしたということですが、今後また温度調査をする必要もあるかと思えます。その点どうなのか、答弁を求めます。

○教育総務課参事（井上 忍君） お答えいたします。

幼稚園の保育室、小学校の普通教室の温度調査を実施いたしたいと思えます。

○12番（猿渡久子君） 今、学校の耐震化を進めていますし、こういう切実な問題を本当に早い時期に進めていくためには、職員の体制の充実も必要だと思います。日田市では、普通教室に中学校にはすべてエアコンがついた。太陽光発電とあわせて、こういうものを設置しているということを聞いています。こういう先進地にも学んで、将来的にはエアコン設置も検討していただきたいということを、重ねて要望しておきます。

もう一つの問題、保健室の状況と改善について。

これは、やはり以前は保健室に来る子どもさんというのは、熱が出たときだとか、けがをしたときだとかというふうに限られていたと思うのですが、今、保健室のニーズが非常に高まっていると思えます。発達障害の子どもさんとか障がいを持っている子どもさんが一般の学校にもふえて、そういう子どもさんがクールダウンをするために保健室に来るとかということもあると聞いています。また修学旅行とかおじかとか、そういう学校行事では全部、保健室の先生、養護教諭がついていくわけですね。その間は保健室は空になるということにもなるわけですね。非常勤の養護教諭の先生もいらっしゃると聞くわけですが、正規化は当然だし、今後複数配置ということが必要になってくる、それぐらいに今保健室の役割が高まっていると思うのです。保健室で話を聞いてもらったりする子どももいるし、また高い熱を出してくる子どももいるしという状況があるわけで、保健室の体制の充実、複数配置が必要だと思いますが、どうでしょうか。

○学校教育課長（高橋祐二君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、現在、養護教諭はけがや病気の対応など保健管理だけでなく、担任や生徒指導担当者と連携をとりながら、子どもが気軽に相談できる教育相談者としての役割を担っております。したがって、教育委員会といたしましても、けがや病気等における緊急対応や教育相談等における充実を考えれば、ぜひ複数配置を望むところでございますので、現在の学校規模から考えますと、かなり厳しい状況ではございますが、県への要望をしてまいりたいと考えております。

○12番（猿渡久子君） これは別府市だけではなかなか難しい面もあると思えますので、国や県に向けて粘り強く声を上げていただきたいと思います。私たちとしても、努力をしていきたいというふうに思っています。

では、最後の問題ですが、陸上競技場の活用についてです。

これは、市民の方から野口原の陸上競技場、昔は無料だったのに、何で有料になったのか。無料のときはすごくたくさん、みんなあそこを走っていたのだ。活用していたのに、今はものすごく活用する人が減っているではないか。ぜひ、また無料にしてもらいたいという要望を受けました。

まず、この陸上競技場の現在の利用人数について伺いたいと思えます。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

昨年度の実績で、お答えいたします。合計は2万2,510名となっております。内訳では、小中学生が45%の1万105名、高校生が22%、4,901名、一般者が33%7,504名となっております。

○12番（猿渡久子君） 合計すると2万2,510名ということなのですが、これは単純計算でいくと、1日当たり60名程度ということになるのですね。土日・祝日の大会とかの人数も含めているのでしょうから、平日の利用者はもっと少ない、50人もいないのではないかとということになると思うのですね。

これ、使用料を取るようになってどのくらいの収入があるのか。その状況について教えてください。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の第10条に基づきまして、現在使用料を、個人の場合には1回につき一般63円、高校生42円、小・中学生10円。それから専用使用、大会等でございますが、1時間につき一般462円、高校生283円、小中学生157円となっております。使用料収入につきましては、合計72万8,450円となっております。その中で一般者は64%、46万8,930円となっております。

○12番（猿渡久子君） 72万8,000円の使用料収入ということは、これも単純計算すると、1日当たり平均2,000円足らずということになるのですね。やはり私はこれまでも医療費を抑えるためにも、介護保険の利用を抑えるためにも、健康づくりに取り組んでいくことは非常に大事だということは何度か議会の中で申し上げてきましたが、やはりこの陸上競技場のトラックは非常に整備をされていて、足首とかひざとか腰とかに負担がかからない、大変いいものですから、幅広い市民の方に健康増進のために、体力づくりのために利用してもらう、利用を大いに図っていくということが大事だと思うのです、せっかくある立派な施設ですから。

市民の方から、以前は無料だったのだから、また無料に戻してくれといわれていますが、そういうことはできないのでしょうか。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃられている陸上競技場以外にも、別府市には多数の体育施設がございます。その使用料を無料にするとなりましたら、多くの競技団体等から無料化の要望が出されることも懸念をされまして、今後、全体育施設の使用料の無料化も検討をしていかなければならなくなります。

また、現在では自分自身の健康を自分自身で守るというための、受益者負担の考えもかなり浸透してきております。今後も使用料は必要かなと考えておりますが、ただ、市民の健康増進につきましては、「ゆったりストレッチ教室」、今では各地区体育館、週12回、旧自治会で継続しておりまして、ほかにもさまざまな取り組みを積極的に行ってまいりたいと考えております。

○12番（猿渡久子君） 今、ほかの施設との関係を課長は答弁されましたが、ベッブアリーナのトレーニングルームは、一般は300円、40歳から60歳が200円、60歳以上が100円というふうに年齢によって値段が違いますね。60歳以上は安くとかいう形でやっているわけですね。ですから、やはり健康増進を図り、そのことによって元気に過ごしていく、元気に年を重ねていく。そのために市民の方に幅広く利用してもらう。では、無料が無理なら、年齢によってやはりアリーナのトレーニングルームのように高齢者は軽減をすとか、そういうことはできないのでしょうか。やっぱり、そういう配慮もしながら市民の健康増進を図っていくということが大事かと思いますが、どうでしょうか。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

高齢者対応の料金設定につきましては、ほとんどの体育施設を指定管理者に委託しておりますので、利用料の収入が減少すると指定管理料も考慮していくという必要は出てまいります。ただ、少子・高齢化社会がますます進んでいく中、健康づくりの重要性、それから予防医学の重要性、さらには市民スポーツを振興していくという重要性は十分に認識しておりますので、今後関係課とも協議をしまして、望ましい料金設定の可能性等を検討してまいりたいと考えております。

○12番（猿渡久子君） さっきの答弁でも、1日当たり2,000円の陸上競技場の利用料ということなので、1回の値段を安くしてたくさんの人に利用してもらうことで利用料収

入も上がっていくという考え方もあるのではないかと思うのですね。その辺ぜひ今後検討していただきたいと要望をして、私の質問を終わります。

○副議長（松川章三君） 休憩いたします。

午後0時12分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（松川峰生君） 再開いたします。

昨日、17番議員・野口哲男君の一般質問の際における発言中、適切ではないと思われる部分がありましたので、発言の取り消しを命じます。

それでは、一般質問を続行いたします。

○10番（市原隆生君） 昨年1年間、副議長をさせていただき、質問の機会を得ませんで、1年ぶりでありますけれども、よろしく願いいたします。

通告の順序に従って、進めさせていただきます。

教育行政についてということで、通学区についてという項目を上げさせていただきました。

これは、学区外通学であります。指定された通学区の外から通うということで、その許可をいただいて通っているわけでありますけれども、19年12月の質問の中で、当時、こういう学区外通学をされている保護者の方からいろいろな情報をいただきまして、毎年別府市役所教育委員会に行ってこの手続きをしなければならない。窓口でいろいろ質問され、いろいろ聞かれながら、いい思いをしないのだというような意見もいただいたところでもあります。それを受けて19年12月に質問させていただき、当時の教育委員会からは、このやり方についても見直しをしていきたい、なるべく負担をかけないようにしていきたいということでありましたけれども、その後、この学区外通学申請についてどのように変わったか、お尋ねします。

○学校教育課長（高橋祐二君） お答えいたします。

学区外通学につきましては、毎年許可事項に該当しているか確認のため、本年度も申請書の提出をお願いしておりましたが、今後は保護者の負担軽減のための事務処理を実施したいと考えております。

○10番（市原隆生君） 「今後は」ということであります。19年のときも「今後は他市の状況も研究しながら改善をしていきたい」ということであります。「今後は」というのは、いつからしていただけますか。

○学校教育課長（高橋祐二君） お答えいたします。

事務手続き等もございますので、2学期からは遅くとも実施したいというふうに考えております。

○10番（市原隆生君） 2学期からということでもありますから、この夏休みぐらいまでの間に、それぞれの学校に通達といいますか、校長さんにお伝えをして、ことしの3月にこの手続きをしていただいておりますけれども、来年の3月は、その届け出事項に変更がない以上は届け出をしなくてよいということではないのでしょうか。

○学校教育課長（高橋祐二君） お答えいたします。

今、議員さんのおっしゃるとおりでございます。

○10番（市原隆生君） ありがとうございます。そのとおりにしていただくように、お願いをいたします。

この質問を上げたときに、相談をいただいたときに、窓口で嫌な思いをしたのですよというふうに言っておられた保護者の方も数名おられました。本当に変更事項、何も変わらないのに、また子どもの気持ちを考えていただいたら、そのまま同じ今の友だちと一緒に通わせていただくということが何で悪いのかという思いで、この保護者の方も同じ学校に

引き続き通わせてあげたい。特に親の都合で転居などしましたときに、別府の通学区というのがかなり狭くございます。通学区の中でも端っこの方になりますと、隣の学校に行った方が近いというようなところも数多く地域があります。その中で転居をして、その通学区の線を少しまたただけで学区外通学扱いになってしまう。そのたびに市役所に行って毎年手続きをし、そのときにいろんなことを聞かれながらやらないといけない。本当に、どうしてこんなことしないといけないのという思いをぶつけていただいたところでありませぬ。本当にこの負担軽減、早急にやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。今の答弁を聞いて、本当に安心をいたしました。必ず実行してください。

続きまして、聴講生制度についてお尋ねをいたします。

この聴講生制度につきましては、うちの会派から今まで二、三回お尋ねをしているところでありますけれども、この今やっているところがどういう形でやっているかということについて、ちょっと紹介をしたいと思っております。

これは、学校教育の場を生涯学習の場として提供する制度であります。聴講生は町立の学校。那珂川町というところに私も視察に行つてまいりましたけれども、現在では小学校、中学校、高校までやっているということでありました。教室で児童や生徒と机を並べて勉強します。聴講生に資格制限がないということでありませぬので、高齢者の方であったり、今は外国人の方、また、これは那珂川町ですから、町外の方も受け入れをしているということでありました。本当に開かれた学校を目指して、そういった制度をやっている。児童・生徒と一緒に給食も食べることができるといふことであります。全科目を履修するといふ希望者の中でさらに希望される方は、児童・生徒と一緒に給食を食べることもできるといふことでありました。事故などの補償制度はありません。すべて本人の責任として対応してもらいます。

どういう方向でということでありませぬけれども、学校教育は生涯学習の基礎を学ぶ場ととらえ、生涯学習としての再教育の機会とする。また、完全に地域に開かれた学校の姿を求め、学校が地域をつくり、地域が学校をつくるという関係を醸成する。聴講生と児童・生徒が、共に生活する場や学び合う場を持つことで、聴講生には生きがいを提供し、児童・生徒には思いやりと学習意欲の向上を期待する。学習活動の場面によっては聴講生を指導者として知識や技能を生かすことができ、より質の高い学習活動が期待できる。また、授業に適度な緊張感を与え、教員の意識改革も図れるということでありました。そういった、費用的にはかかりませぬ。机を一つ、聴講生の方の机を一つ教室に準備していただければできますよということ、こういう視察をさせていただきましたけれども、こういったものでありますけれども、導入していただかせませぬでしょうか。いかがでしょうか。

○生涯学習課参事（溝部敏郎君） お答えいたします。

聴講生制度につきましては、議員御指摘のとおり、すでに幾つかの自治体において先進的な取り組みがなされて、学校教育や生涯学習の基礎を学ぶ場、市民の生涯学習の場としての再教育の機会の提供や、学校が地域を支える質の高い教育活動ができると伺っております。

別府市教育委員会といたしましては、本年度、新規事業として地域教育力活性化事業というのに取り組んでいます。これは昨年度、大平山小学校、南小学校、浜脇中学校区でこの事業を取り組み、地域の方から高い評価を受けています。この事業を本年度は別府市全体に広げています。そして、各地区公民館に1人ずつ配置したコーディネーターを中心に、学校と連携しながら現在取り組んでまいっています。要は、地域住民が協力して地域の子どもを育てること、地域教育力の活性化を図ることを目的としています。また、ことしの4月より、もう実際にボランティアが学校に入って支援を行っています。まずはこの新規事業を広く市民に浸透させていきたい、そういうふうを考えています。



聴講生制度についても、先進地の状況等調査を含めて十分研究をしてまいりまして、関係課と連携をとりながら進めてまいりたいと思います。

- 10番(市原隆生君) 今、十分な研究をしてということでありました。これは那珂川町でお聞きしたのですけれども、これは研究とかではないのですよということです。決意をするかどうか。そこも教育長さんがやろうと決意をして、1人の校長先生が、「では、うちでやりましょうか」と言ったことでできるようになったということでありました。教育長が、「では、ぜひやりましょう」と一言決意をさせていただいて、費用は机1個でよろしいそうです。

一番の違い。今、私も学校支援ボランティア、今、北中校区でも進めております。どこの校区でもそうだというふうに思いますけれども、いい形でボランティアの方も集まっている、集まっているというか、いろんなことで支援していただいている実績も、ぼちぼちできているというふうにもお聞きしております。一番違うのは、どこが違うかということ、子どもたちの思いやりの心が育つということだそうです、この聴講生制度。中に入って、例えば高齢者の方とか外国人の方が来て一緒に学ぶという中で、一番の違いは子どもの思いやりの心が育つということだそうです。費用的には机1個。

教育長、いかがですか。

- 教育長(寺岡悌二君) お答えいたします。

市民参加型の授業というのは、非常に大事な授業形態だと思っておりますので、十分関係課と相談しながら検討させていただきたいと思います。

- 10番(市原隆生君) 関係課と相談しなくても、校長先生お一人と相談していただいたら多分できると思いますので、よろしくお願いします。これ以上は余り言いませんけれども。

では、引き続きまして防災対策について質問させていただきます。

私も、仙台に行って参りました。議会前でありましたので、現地で一緒に汗をかくということよりも、議会に向けて別府の市議会議員として別府市民の命を守るということで、何かヒントがつかめないかという思いで行って参りました。

仙台を中心に何カ所か行って見てきたのですけれども、そこで案内をしていただいた、菊地さんという方がよく案内をしていただきました。この方は今、多賀城市に住んでおられるのですけれども、お父さんが実は女川町で町議会議員をされておられるのです。ところが、震災のときに安全な場所におられたのですけれども、一度御自宅あたりを第1波で津波が襲った。それを聞いて自宅に戻られたらしいのです。そうしたところ、第2波か第3波かお聞きしてないのですけれども、その後の津波に襲われて、御両親ともいまだに行方不明ということでありました。それで、一日も早くいい解決がなされるようにお祈りをするばかりでありますけれども、その菊地さんからいろいろな場所を案内していただきました。仙台市を中心に回ってきたわけでありまして、まず仙台市青葉区でしたか、折立地区というところに行って参りました。これは私たちが出る二、三日前にテレビで報道があっておりまして、盛り土、切り土の差による住宅の地すべりで傾いて住めなくなっているという、そういう住宅を抱える住宅団地が、仙台市内の20カ所以上に及んでいるのだというような報道でありました。そのニュースを見て頭に残っていたので、折立地区というところに連れていってくださいということでお願いをして、行きました。

そこは本当に高台で、津波の被害とかは全く関係のないところであります。でありましたけれども、最初、その住宅団地に入りまして、どこも崩れているところがないので、ここではないのではなかろうかということで、いろいろぐるぐる回っているところ、そういう住宅、崩れたところに行きました。そこを見るにつけ、びっくりしたのですね。同じ道路の並びで、1軒は下の方に向かって大きくずれているところ、四、五十センチ側溝から

玄関に入るエントランスというのですか、敷いているタイルが四、五十センチずれて、がけの方に向かって傾いている。ところが2軒先の家はどうもなくて、人が住んでいるのですね。どういった差があるのか。その菊池さんという方は、今、仙台の地下鉄東西線というのが工事しているのですけれども、その技師で今行っているそうで、たぶん切り土、盛り土の差でそういう状況の差ができたのではないのでしょうかということでありました。

朝日新聞の5月1日の記事でありましたけれども、切り土、盛り土の差で、全国で本当に無数のそういう問題を抱える、そういう造成をしたところがあるのだという記事が出ておりました。その辺の啓発等、これはお聞きしませんけれども、この辺はしていただけるようお願いをしたいというふうに思います。

その後、観光地の松島。ここも被害を受けて観光客がずっと減っているということでありましたので、そこも通っていただいたのですけれども、この観光地になっているところの店は、ほとんど被害を受けておりません。被害を受けてないというか、波は来たそうなのですけれども、こちらの店の手前でとまってくれたとかいうことでありました。これは、松島というのは行かれた方はおわかりだと思えるのですけれども、海岸からずっと沖に向かって島が点々としている、その島がブロックになって波を防いだのだらうというふうに言われておりました。もう観光客の方もかなりいましたけれども、日曜日に行きましたけれども、普通は災害の方はこんなものではないというふうに言っておりました。

ただ、その中で2軒ぐらい、波がどんと来てシャッターまでつぶされて店が開けられないというところもあったのです。本当に波のメカニズムというか、津波のメカニズムというのは本当に不思議なところもあるのだな。この辺はきちっと検証していただきながら、別府湾の状況から、正しい判断から、正しい情報を市民に提供していただけたらありがたいなというふうに思ったところでもあります。

この観光地を、松島ではもうすでに観光船が運航しておりました。やはり別府も船が行き来をしておりますので、この船を守るという対策を考えていただきたいなというふうに思いました。

質問に入らせていただきますけれども、その下の今度は東松島市、これはたぶん12番議員さんが行かれたところと同じではないかというふうに思うのですけれども、野蒜地区というところに鳴瀬第二中学という中学校があります。ここは海岸から420メートル離れたところにあるのですけれども、そこは中学校、海に向かって平行に建っているところで、もろに波を受けて、1階、2階がもう全壊。ただ屋上までは波が来てないのかなという思いがいたしましたけれども、午前中の12番議員さんの質疑の中で、たぶん上の小学校に逃げて、生徒の皆さんは無事だったのだらうというふうに思いました。この学校の避難、被災する状況を見て、また私ども公明党の国会議員の方からいろいろアドバイスをいただく中で、何が大事かという、避難訓練が大事だ。とにかく逃げる。逃げるということを洗脳するぐらいやらないと命は守れないのですよというふうに言っておりました。

そこで一つお尋ねをしたいのは、海岸の近くに学校がありますね。亀川小学校、近いところで亀川、中央それから春木川、南。ちょっと上まで行くと上人ぐらいまでいいのではないかなと思いますけれども、こういったところで避難経路をきちっと確認して、避難経路の確保と確認、それから訓練をするということが非常に大事ではないかなというふうに思うのですけれども、その点、先ほども12番議員さんとの質疑の中でありましたけれども、もう一度御答弁をください。この経路の確保というのが非常に大事なのです。迷わないということですね。逃げるときに迷わない。経路を確保して確認をし、逃げるときに迷わないで、もう一直線に逃げるということが大事だというふうに言われておりました。この辺、いかがでしょうか。スポーツ健康課。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃられた4校につきましては、うち2校はこの5月、6月の中で実際に訓練をやってみました、私も行きましたけれども。しかし、なお途中で、ここはがけ崩れがあったときには難しいのではないかなというところも実際に想定されまして、今計画をしている第1避難場所、第2避難場所、それに伴う経路は決めておりますが、この先、正しい情報、あるいは関係課と協議を重ねまして、見直しが必ず必要になってくるかと思っております。私も新聞で「釜石の奇跡」という、徹底した3原則の教育という記事を読ませてもらいましたが、今、議員さんがおっしゃるとおりに繰り返し徹底をしていく大事さが必要かと思っております。

○10番（市原隆生君） よろしくお願ひします。

先ほどの中央公民館の避難所のことについて、このケースは避難所として使えるけれども、このケースのときには違う場所であるということがありました。二つのケースぐらいの想定というのはいたし方ないのかなというふうに思いますけれども、いろいろつくらないということが僕は大事だというふうに思います。とにかく、迷わないというのが第1だそうです。次に油断をしないということなのだそうです。きのうから津波の高さについて、二、三メートルといったところが、満潮時の想定をすると5.2メートルだということでありました。こういった発表がされると、二、三メートルのあたりで聞いておられた方というのは、ああ、そうか。津波が来るといふに言われたら、逃げなければいけないのだというふうに、これを聞かれると腹をくくられるのではないかなというふうに思います。ところが、今度さらに上の5メートル前後の方というのは、自分のところまでは大丈夫なのかなというような思いをされるのかもしれないですね。一番怖いのは、やっぱり油断だということでありました。

今回の震災で一番多かったのが、第1波が来て安心をされた方が、家にいろんな物を取りに帰るのです。そこで第2波、第3波にさらわれたという方が大変に多いそうです。やはりこのおさまるまで絶対に行かない、帰らないというのが大事なのだ。そのもとになることとして、絶対油断をしないということ、それから逃げることに迷わないで逃げる。

先ほどの避難経路のところでありますけれども、最初に申しあげました折立地区の盛り土、切り土といった中で、先ほど関係課からお聞きしたのですけれども、やはり擁壁のところというのは、中身は盛り土になっていることが多い、盛り土になっていますよということでありました。そこはどうして危険かといいますと、余震ですね。避難のときに余震に遭ってそういう盛り土というのが崩れるケースがやはりあるというふうに思います。この折立地区というところもやはり盛り土のところが大きく崩れている。切り土のところは、何軒か先であっても全く異常がないというような状況でありましたので、その辺も避難経路を決定していただくときに十分検討しながらやっていただきたいというふうに思っております。

その後、名取市の閑上地区という、これは漁港でありますけれども、そこは漁港で全く海に面しているところでありましたから、何にも残ってない。2カ月たって行きましたので、ある程度片づけが終わってございましたけれども、何にも残ってないということでありました。ほとんどが流されているというような状況でありました。

この流されているということで、皆さんもほとんどごらんになっていると思うのですけれども、津波がやって来て一番印象に残っているのは、車、また大きなコンテナが、まるでマッチ箱のように簡単に流されている状況というのが本当に目に焼きついているのではないかなというふうに思います。その流された物をいろいろ検証してみたらいいのです。それはやはり映像を見ていただいたらわかるおと、車が圧倒的に多いのです。船も流されて、道路の真ん中を船が流れていたりという光景も、もう何人の方が見られているというふうに思います。では、どういった物が流されてないか。もちろん人も流されているの

ですね。どういうことで亡くなられているかという、戻る波にさらわれて海に引っ張り込まれたというケースがやはり多いというふうにお聞きをしました。その中で車とか船が流されているのですけれども、こういう物が流されてきたら、海に引っ張り込まれた人も助かったのではないかというような物があるというのですね。それは、ライフジャケットとか浮輪とか救命ボートが流されていたら、それがどんと来て波にやられて、建物がやられて、中の道具が流された中にライフジャケットとか浮輪とか救命ボート、一瞬にして膨らむようなボートがあります、なかなか穴があかないというような。そういった物が流されていたら、かなりの人が助かっているのではなかろうかというようなことでありました。

今、避難所といいますか、中央小学校のことはきのうからいろいろありました。私が一番懸念しているのは、やはり私のすぐ近く、北部地区公民館、またなでしこですね。そういった施設が、公共の施設というだけで指定の避難場所にいまだになっております。そういったところは当然もう使えないということで、4年前に群発地震がありました。そのときにはかなりの人がそこに避難をしているのですね。その群発地震の後の9月の議会で、私は、そこを避難場所にするのはおかしいということで指摘をさせていただきましたところ、今回の震災のときには北部地区公民館、またなでしこは閉鎖をさせていただきました。それは正しい判断で、当然なことだなというふうに思っておりますけれども、例えば波が来て、例えば5.2メートルの波が来るということでありましたら、そういうところもほとんどやられてしまうのではないかなと思うのですけれども、やられても、例えばそういう人の命を助けるような物が流されていけば、それによって助かる人がかなりいますよということでありました。その辺の整備というのは、いかがでしょうか。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

今、議員おっしゃられました災害時のそういった救命胴衣とか、流された方が使用されるというような道具につきましては、現在は検討はしておりませんが、今後そういった事例も含めて、被災地の検証を見てそういったことも考慮に入れなければいけないということも考えていきたいと思えます。

○10番（市原隆生君） よろしくお願ひします。私もこれ、数日前に聞いて、あ、そうかというふうに思いました。津波自体が軽減されるというのは、大規模な本当に、何ですかね、海の中に施設をつくらないと津波というのはなかなか軽減されないのですね。それを、3月11日にこういう震災が起こったから、では、別府でも何かやろうとすぐできるようなことではないと思えます。ただ、海の近くにもたくさんの施設がありますけれども、その中でそういった市民の命を守るというところから手を打つのであれば、本当にこういったことというのはすぐにできるのではないかなというふうに思いました。何かあったときに、こういう物が流れていたら、現地でその3月11日、かなり多くの方が命を落とさずに済んでいるというようなことでありましたので、ぜひとも検討していただいて早急に手を打っていただきたいなというふうに思えます。

あと、これはきのうもきょうも指摘がありました。私もこのことについては、選挙で待つ間に何とかやってもらいたいということで要望をいただきましたので、一言私もつけ加えさせていただきたいのですけれども、まちの中のやはり標高の表示。これはお聞きしたら、何件も電話で問い合わせがありましたということでありました。自分のところは海拔何メートルの位置にあるのかということで、多くの方から問い合わせの電話をいただいたということでありました。やはりそういった情報を市民の方にお知らせするというのは大事だというふうに思えますので、電柱等にそういう表示をするということでありましたので、その点よろしくお願ひをしたいと思います。

あと1点。3月11日の震災当時、別府市では津波警報ということが発令されて、ずっ

と消防隊の方も回っていただいたというふうに聞いております。きのうも指摘がありましたけれども、釣りをしている人が、全く聞かんで無視をしておったというような話もありましたけれども、私もある海に近いグラウンドのところで、子どものあるスポーツの団体が保護者とかそういう指導者が一緒になって練習をしていた。やはり「警報が出ているので避難してください」というように呼びかけたけれども、本当に見向きもしなかった。そのまま練習を続けていたということでありました。

別府市で数十センチの潮位が上がったというような報告があったかというふうに思うのですけれども、別府市で出たのは「津波警報」であります。10メートル前後の津波に襲われた東北地方の出された警報というのは、「大津波警報」なのですね。どこが違うのかという思いがするわけです。「大津波警報」でそれだけ大きな津波が来るとのことと、「津波警報」でちょっとしか潮位が上がらなかった。市民の方というのは、やっぱり今まで台風とかの報道の中で「注意報」、「警報」というふうにありますけれども、やっぱりこういった言葉に麻痺をされているのではないかなというふうに僕は思うのです。この災害の大きさの伝え方というのも、今後考えていただきたいな。「警報」をそのまま使うと、片や大きな被害のところで「大」がついただけで「大津波警報」ですよ、こっちはただの「津波警報」。その辺の伝え方で、本当に聞く側の人も麻痺をしているのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺の伝え方について改善できないのでしょうか。いかがでしょうか。

○自治振興課参事（月輪利生君） 津波の程度ということではありますが、今年度、別府市の方でも海拔表示を電柱等に行うようにしております。それとは別に今年度、先進地での同報系の無線をつけている自治体を視察して研究することとしておりますので、今後そういった無線が導入されれば、その導入の際に市民への警報として、そういった津波の程度の大きさについても発信できれば、より住民の方も津波の程度がわかっていいのではないかと考えております。

○10番（市原隆生君） 津波の程度がわかってということでありましたけれども、情報を発信するということと命を守るということは、やはり僕は別だというふうに思います。やはりそういう情報をもらったら、とにかく逃げようという意識をつけていただくということが重要ではないかと思っておりますので、その点のことも考えていただきたいと思っております。

時間がなくなりますので、次の携帯メールによるさまざまな情報の発信についてということでお尋ねをさせていただきます。よろしくお願ひします。

情報ツールとして携帯メールが広く利用されておりますけれども、市内・県内の情報発信の状況、この携帯メールを使った情報発信の状況というのはどのようになっていますでしょうか。「まもめーる」というのを私も利用させていただいておりますけれども、いまだに。大変にこれは遅いと思ひます。意味がないなというふうに思っております、今本当に、県警には悪いですが。その点はいかがのでしょうか。お願ひします。

○次長兼秘書広報課長（檜垣伸晶君） お答えいたします。

別府市の取り組み状況でございますが、公式ホームページのモバイル版としまして、市報に掲載したイベント情報、また児童館や子育て支援センターの情報、健康の情報、またさらにはごみの収集日等、このようなものを配信させていただいております。

次に、ただいま御指摘ありましたが、大分県警察本部が実施しております「まもめーる」により不審者情報が取得できます。また大分県の「県民安全・安心メール」、これによりまして気象、地震、津波、火山、土砂災害警戒情報、洪水、竜巻、災害時緊急情報、光化学オキシダント情報、食中毒注意報が取得できます。いずれも登録により、通信料を除きますが、情報を無料で取得することができます。

○10番（市原隆生君） そこで、今回の震災を受けまして思ったことというのは、現場に

即した正しい情報をいかに早く伝えるか。特に緊急性があるときには、その情報を受け取った人がすぐに行動ができるようにならないといけないというふうに思っております。市民の命を守る意味から、独自のシステムをつくってもらいたいというふうに思うのですけれども、無線という答弁をいただきましたけれども、こういったメールでそのお知らせをすることで独自のシステムをつくっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○企画部長（大野光章君） お答えいたします。

まず、メールでの情報発信についてですが、大きく二つに分けさせていただきたいと思えます。

まず1点は、市の保有する内部情報、こちらのお知らせ・イベント等につきましては、整理した上で先進地を視察し、調査研究の上、なるべくタイムリーに市民の方々にお知らせできるように、秘書広報課を中心に検討をさせたいと思えます。

それから第2点に、緊急の情報ですけれども、これについては外部からの情報の入手方法、それから場合によっては24時間体制での対応とかも考えられますので、今後これについても先進地等の状況を確認した上で検討をしていきたいと思っております。

○10番（市原隆生君） よろしくお願ひします。緊急の情報というのは、本当に急ぐ情報であります。私は、千葉県の袖ヶ浦でちょっと調査してまいりましたけれども、不審者情報も市で独自に出しているということでありました。こういった例があるということでお聞きしましたけれども、工事現場では、工事に入る前と完成した後で写真を撮ります。工事の方が写真を撮っていたところに、学校から帰りの女の子がたまたま前にあらわれた。ヘルメットをかぶった不審なおじちゃんが、自分の方に向けて写真を撮ったと言うのですね。工事をしている人は別に女の子を撮ったわけではなくて、工事の現場の写真を撮っていたのですけれども、その女の子はすぐに学校に取って返して、実はこういうところで変なおじちゃんに写真を撮られたと言ったそうです。それが、今度学校から市に渡り、市からすぐにメールが流れたそうです。何時何分ごろ、この地点で不審者が女の子の写真を撮った。目撃した方はすぐにお知らせをしてくださいと。そのメールを見た人というのは、その写真を撮った本人で、え、これはもしかして自分のことかなということでも役所に電話をしました。それで、それは事件でないということが判明したけれども、それも、そういった情報であってもきちっと流しますよと。それは犯人を安心させないということと、それから被害者をふやさないという意味で、そういう情報発信を早くやりますということでありました。

そういった意味から、このメールによる情報発信について考えていただきたいな。これも市民を守るという意味から進めていただきたいなというふうに思えます。さっき部長から前向きというふうに思える答弁をいただきましたので、これで終わらせていただきます。

次に、障がい者支援事業ということで、音声コードリーダーの導入についてお尋ねをします。よろしくお願ひします。

では初めに、文字の音声化について、今までどのようにしているのかお尋ねします。

○障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

視覚に障がいのある方の文字情報の取得の方法でございますが、文字音声化による取得についてであります。活字文章読み上げ装置という器具を使用して取得することができます。これは障害福祉課に配置いたしておりますが、音声コードに変換された印刷物の文字情報を簡単な操作で聞くことができます。であります。

○10番（市原隆生君） この点は、ちょっと課長、お聞きしてなかったのですけれども、今、器具は障害福祉課にあるというふうにお聞きしました。では、この書類をつくる機能というのはあるのですか。いかがですか。

○障害福祉課長（岩尾邦雄君） インターネット等で市販のソフトをダウンロードして、安価なもので取得は可能ですが、この機械自体で文字コードをどうつくるということはちょっとできないと考えております。

○10番（市原隆生君） ただで取得はできるけれども、まだしてないということですね。そこで、音声コードというのはどんなものなのかお尋ねします。

○障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

音声コードは、日本で開発された高密度の二次元記号で、デジタル化された文字情報がコード内に含まれているため、コードをもとに音声を出力することができます。音声化する機械、いわゆる活字文章読み上げ装置に音声コードを読み取らせることで音声を出力いたします。18ミリ角のコードの中に約800字のデータを記憶させることができます。また、活字文章読み上げ装置は、視覚に障がいのある方向けの日常生活用具給付事業の対象機器となっております。

○10番（市原隆生君） そこで、これは視覚障がい者の方の一番の悩みというのは、書類、重要な書類を自分でもらったとしても、自分で見られない。だから自分以外の方に読んでもらわなければ、その情報がわからないのですね。結局プライバシーが守られないということであります。例えば、市で発行する住民票とか所得証明とかいろんな証明書、また預金通帳、自分の通帳に幾ら入っているのかというの、やはり第三者というか、目の見える人に見てもらわないと幾らあるか確認できない。そういった証明等、さまざまなことで利用できるのでありますけれども、そういったプライバシーにかかわることを本人が確認できるようにするというのでは大変重要なものだというふうに思っております。

今回この提案をさせていただくのは、NTTから「らくらくホン ベーシック3」という、携帯電話に文字情報の詰まったバーコードを読ませると、耳につけなくても何ぼか離れた状況で聞こえるようにしゃべってくれる。800字というふうに課長はおっしゃいましたけれども、A4の紙800字の範囲で文字の情報がバーコードに入ります。それを読ませると、読み取ってしゃべってくれるというシステムなのです。これが携帯電話の普及とともに、今までその大きな機械というのは10万ぐらいするというふうにお聞きしましたけれども、携帯電話で持ち歩きができる。そういうことであります。そういった視覚障がい者の方のプライバシーを守るという意味からでも、導入をぜひとも進めていただきたい。また、これを行政中心になって銀行とか、そういう金融機関にも呼びかけをしていただいて、これも通帳とかあります。そういったものにもきちっとこのバーコードが組み込めるということでありましたので、そういった行政が中心になってこの対応をしていただきたいと思いますのですけれども、いかがでしょうか。

○障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

情報提供の工夫、情報伝達の手段、これについては市ができることを一生懸命知恵を出して取り組んでいきたいと考えております。

○10番（市原隆生君） よろしく願います。積極的に取り組みをしてください。

では、続きまして、教育関連機関のあり方についてということで、美術館を取り上げました。

津波が、きのうも指摘がありました。5.2メートルというふうに襲ってきたら、市の美術館、海岸の真近くにありますので、まず無事では済まされないというふうに思っております。貴重な市民の財産を守るという意味から、別府の美術館のあり方について、早急にこの方針を決めて対策を講じていかないといけないというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○生涯学習課長（本田明彦君） お答えいたします。

東日本大震災では、陸前高田市博物館が津波にのみ込まれまして、職員6名の方が死亡、

行方不明となり、壊滅状態となった一方で、気仙沼と南三陸町が管理運営いたしますリアス・アーク美術館では、地震による被害は受けたものの、施設が津波の押し寄せた沿岸部の丘の上にあったために、津波による被害は免れたと伺っております。

東南海・南海地震が同時に発生した場合には、別府市では震度5弱から4、沿岸部では2メートルから3メートルの津波が押し寄せると、中央防災会議では予想しております。

津波から収蔵品を守る手だてについてどのように考えているかというお尋ねでございますが、発生した津波は、別府湾に60分から90分で到達すると予測されております。警報が発令された場合、美術館としては、まず限られた時間の中で館内のお客様を安全な場所まで避難誘導しなければなりません。職員の数も限られておりますので、収蔵品を搬出することは事実上困難かと思われまます。収蔵品を津波から守る有効な手段といたしましては、やはり津波被害の及ばない場所に美術館を移転するしかないのではないかと考えております。

昨年度策定をいたしました新総合計画の中で、美術館の建設を検討課題として上げておりますので、今後は、議員から今御指摘のありました防災面からも十分美術館のあり方について検討を加えてまいりたいと考えております。

○10番(市原隆生君) よろしくお願ひします。先日、旅館・ホテルの関係者の方とお話をしたときに、お客さんから、「どこか見るところはありませんか」ということで、「別府の美術館ありますよ」というふうで紹介をしたそうです。そのお客さん、連泊か何かで帰ってこられて非常に怒っていた。こんなところを紹介したのかということに怒っておいましてというふうに言われました。別府市は今、別府に3泊ということ、シンボルマークとか、つくって宣伝をしておりますけれども、やはりおっしゃっておいりましたけれども、見るところがないと連泊していただけないというふうに言っておりました。先般、大分県立美術館も来ないということが決定をいたしましたけれども、そういった震災に対する対策も含めて、今後美術館のあり方というものを市長はどのようにお考えでしょうか。御意見があったらお聞かせください。

○教育長(寺岡悌二君) お答えをいたします。

先ほど課長答弁がございましたとおり、美術館が海に面しており、安全面あるいは収蔵品の保存等、大変危惧している状況でございます。

昨年度策定しました新総合計画におきましても、新しい美術館建設は検討課題として上げておりますので、今後は市民のニーズ等を考慮しながら、また、先ほど議員さんから御指摘のありました防災面も十分配慮した面も考えていきながら、十分検討を加えてまいりたいと考えております。

○10番(市原隆生君) よろしくお願ひいたします。

では、続きまして、図書館についてお尋ねをします。

ここも先ほど17番議員さんが、図書館が流されて、本が流されたということで、本を何とか贈るようなことをやりたいというふうにおっしゃっておいりました。別府の図書館もなだらかな坂を上がったところにありますが、はかってみましたら、海岸線から420メートルのところに位置をしております。どういった形で津波というときにそういう被害が及ぶのかというのはわかりませんが、この教育関連施設のあり方についてということで取り上げさせていただきました。先般もこのことについて申し上げましたけれども、やっぱり今の子どもたち、小・中・高生にとってそういった学びの場を確保するというのは、大変重要なことだというふうに思っております。蔵書をふやすということでお聞きをしておりましたけれども、どのような形に持っていくのか。今、南部開発ビルの1階、1フロア部分だけですかね。あと南部出張所、それからサザンクロスというふうになっておりますけれども、この建物を全部生かすような形でこの図書館の利便性を高めることはできな



いか。いかがでしょうか。

○生涯学習課長（本田明彦君） お答えいたします。

教育委員会といたしましても、議員からただいま御指摘をいただいたとおり、現在の図書館、サザンクロスと図書館、いかに一体的に利用していくかということについて、今内部で検討を加えているところでございます。やはり今の図書館は、最大限に活用してサービスを充実させていくことが喫緊の課題ではないか、そのように認識をいたしております。

先ほど蔵書のお話がありましたが、まずサービスを充実していく前提条件として蔵書をやっぱり充実しなければならないというふうに考えております。図書購入費につきましては、平成17年度が740万円であったものを、18年度から21年度まで1,500万円、22年度には2,000万円に増額をいたしまして、蔵書の充実に努めております。22年度末における蔵書数でございますが、約15万冊となっておりますけれども、今後も引き続き蔵書の充実に努めてまいりたいと考えております。

それから蔵書スペース、閲覧スペースの確保も一つの課題と認識いたしております。今後、学習スペースのサザンクロスへの移動や書架のレイアウトを工夫するなどいたしまして、スペースの確保に努めてまいりたい、このように考えております。また、サザンクロスと図書館の一体的利用がどこまで可能なのかについても、内部で十分検討してまいりたいと考えております。

それから、図書館の管理運営体制についてでございますが、サービスをより向上させていくためにも、司書の資格を持った正規の職員、特に館長の配置が必要であるのではなからうかと考えております。情報化やニューメディアへの対応、それからレファレンスサービス等の充実のためには、図書館職員には高度な専門知識が今後ますます求められてまいります。研修の充実はもちろんのこと、館長を初めとした図書館職員の配置につきまして、人事当局と協議をしてまいりたいと思います。

それから、以前から議員から御指摘をいただいております公共交通機関の利用促進の件でございます。これにつきましては、図書館のホームページなどの交通案内を充実してまいりたいと考えております。今後はJRからの乗り継ぎを含めた路線バスの運行情報であるとか、図書館最寄りのバス停の情報、それから徒歩を含めて所要時間がどの程度かかるのか等、わかりやすいアクセス情報を提供してまいりたいと考えております。

それから、最後に駐車場の問題でございますが、駐車場問題につきましては、非常に難しい面がございますが、周辺の地域を中心にできるだけ多くの台数が確保できるよう努力をしてまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、これらの課題の解決に向けて努力をいたしてまいります。これらの諸課題が解決できたことといたしましても、現在の図書館施設には限界があると考えております。図書館の建設につきましても、新総合計画の中で検討課題として上げておりますので、利用環境の整備に努めながら、今後本市の図書館のあり方について十分に検討を加えてまいりたい、そのように考えております。

○10番（市原隆生君） 1点お尋ねします。先ほどもニューメディアに対応するということがありましたけれども、佐賀県武雄市の方で、図書館で電子書籍として貸し出しを始めたということが記事として出ておりました。電子書籍ということですから、スペース的な問題というのは、今後割と解決する方向に行くのではないかな。今の図書館、場所的なことがあります。今のバス、公共交通機関の利便性について情報発信を強化していくということでありましたけれども、その点を踏まえたとしてもこのスペースの問題、別府市はなかなか平らな広い土地がないというふうに私は感じております。そういった中でこういった電子書籍の方にかじを切っていくという、検討していくというのも大事ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○生涯学習課長（本田明彦君） お答えいたします。

武雄市の電子書籍サービスは、「武雄市MY図書館」と申します。電子書籍端末用の図書館アプリを用いて、図書館に行かなくても図書が借りられるサービスで、武雄市が慶応義塾大学との共同プロジェクトとして実施する実証実験と伺っております。サービスの内容は、利用者は「MY図書館」を使って24時間いつでも電子化した図書が借りられる。一度に借りられる本は5冊まで、最長15日間利用できる。貸し出し期間を過ぎた書籍データは、自動的に削除されるといったもので、電子図書端末を持っていない人のために、図書館で電子図書端末を当初10台、今年度内に100台を準備し、電子書籍端末ごと貸し出すサービスも提供し、当初は武雄市が著作権を有しております市史や広報紙などからの配信を開始する予定と伺っております。

図書館における電子書籍の活用につきましては、書架のスペースが不要であるとか、図書館に通わなくても24時間いつでも借りられるなどのメリットがある反面、電子書籍端末の購入のイニシャルコスト、それから著作権などの諸問題を含んでおります。今後、電子書籍を取り巻く環境は、大きく変化していくことが予想されますので、武雄市における社会実験の状況や他市の動向を参考にしながら、電子書籍の効果的な活用について調査研究してまいりたい、そのように考えております。

○10番（市原隆生君） よろしくお願ひします。本当に図書館のことを真剣に考えていきたいと思ひますので、よろしくお願ひをします。

では、最後に難病児の在宅介護についてということでお尋ねをします。

まず初めに、小児慢性特定疾患に該当する子ども、これは別府市内に何人いるか、またどのような支援が受けられるのかお尋ねをします。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

小児慢性疾患のうち、小児がんなどの特定の疾患について、治療が長期にわたり医療費の負担も大きいということから、治療の普及促進を図るとともに医療費の助成がなされておりますが、現在これらの疾患は514疾患指定をされております。この認定を受けておられる方は、大分県東部保健所によりますと、平成23年3月末現在130名となっております。

支援の内容でございますが、医療費に対する助成や特殊寝台や歩行支援用具などの日常生活用具の給付事業などがございます。また、保健所とともに健康づくり推進課では、療養などの不安の解消を図るとともに、適切な在宅療養支援に取り組んでおります。

○10番（市原隆生君） そこで、そういった乳幼児に対する在宅介護、この支援の内容についてお尋ねします。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

小児慢性特定疾患など、病気や年齢に限らず身体障害者福祉法等による障害の状態にある場合には、手帳の交付や障害福祉サービスの申請により、障害の程度に応じましてホームヘルパーの派遣やショートステイの利用、日常生活用具の給付など福祉サービスの利用が可能となっております。

また、健康づくり推進課では、保健師によります乳児の全戸訪問及び幼児に対する訪問指導、また療育相談等を行っており、さまざまな相談に対しまして主治医や医療機関のソーシャルワーカーと連携等を取り、きめ細かい保健指導を実施しております。

○10番（市原隆生君） わかりました。この乳幼児に対する在宅介護ということの中で一番の問題点というのは、両親が若いということなのですね。若いということはどういうことかということ、収入が少ない。結婚をされるときに、やはり共働きでしばらく頑張ろうねとって結婚された方ということも多くおられるわけです。こういった病気の子どもを抱える中で、どうしてもどちらか、両親のうちどちらかが子の介護に自宅で奪われてしまう。

奥さんの方が仕事をきちっと持っておられたとしても、結局休職のまま職場復帰できないというケースもある。私が相談を受けた方が、今そういうことで悩んでおられるところがありました。

そういったところで、母親が職場復帰できなくなる、また就職できない、できなくなるということで医療面もサービスももちろんでありますけれども、経済面での支援というのが、この充実を図ることが必要になってくるというふうに思います。こういった家庭に対して寄り添う行政であっていただきたいというふうに思うのですけれども、その点いかがでしょうか。まとめてお願いをします。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

小児慢性特定疾患など日常生活に著しい支障のあるお子様を在宅で介護される場合は、不安も大きく、精神的負担が増すものと思います。また、このような病気に限らずとも、小さなお子様の介護においては、家族は大変悩み、不安を抱え込んで悩んでおられると思います。また、病気の症状や状態等、それぞれ個別の状況もございます。健康づくり推進課では、専門的相談機関や保健所、児童相談所、障害福祉課や児童家庭課等関係課と連携をして、その方に合った在宅における療養上の相談・支援を行っております。

○10番（市原隆生君） 広瀬知事も、「日本一子育てしやすいまちに」ということで頑張っております。この病児介護も子育ての一つでありますので、ここに住んで本当によかったというふうに言われるような支援をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○13番（吉富英三郎君） 私は、平成20年の第1回定例議会におきまして、当時の北小学校、野口小学校の統廃合問題、大震災が起こった場合の対処はどうかという質問させていただきました。そういう経緯もありますので、今回再度この質問を確認という意味も含めまして、していきたいなと思っております。

また、今回は大震災そして津波、防災の問題においては多くの議員の皆さん方がこの問題を取り上げておりますので、若干重なる部分も多々あるかと思えます。私の質問の順番がずれるということもあると思えますので、答弁をしていただく各課長の皆さん方は、よく私の質問を聞いていただければ大変ありがたいと思えますので、よろしく願いいたします。

さて、3月11日に東日本大震災というのがあったわけで、新聞やテレビの報道によりますと、国そして県、各市町村におきましても、あらゆる対策をいろいろとしていくのだということが報道されております。当然ながらこの別府市でも特に子どもを預かる、また指導する教育委員会として、当然さまざまな問題、いろいろと取り組みをしてきたのだなというふうに、もう約3カ月たちますので、その間してきた、このように考えております。一体どのような協議また対策、そういうものをしてきたのか、答弁を願います。

○教育総務課参事（重岡秀徳君） お答えします。

これまで各学校では、地震、火災、不審者を想定した訓練を実施しておりますが、沿岸部にある学校のうち、津波を想定した避難訓練を実施しているのは、別府中央小学校のみでありました。そこで、4月22日に南小学校、別府中央小学校、春木川小学校、亀川小学校の学校長、教頭、防災担当者を集めまして、津波を想定した防災会議を行いました。会議では、消防署の関係課に御出席いただき、専門的な立場から御指導をいただいたところでございます。また、5月25日には、市役所の部課長、施設長、各学校長を対象とした防災講習会を開催し、大分気象台の防災官から、別府市で想定される地震・津波の被害や、別府市にある活断層、鶴見岳、伽藍岳等の火山噴火の際の被害地域等について講演をいただきました。各学校には、この講演を受けまして、再度避難訓練等を見直すよう指示したところでございます。

○13番（吉富英三郎君） やはりさまざまな科学的根拠といたしますか、そういうものも避難するときには必要である、防災にも必要であるというところから、いろいろと研究をなされているようであります。特に沿岸部の4校に対しては、学校長、教頭を呼んでの防災の会議をしたということではありますが、もうこの時期、実際したのは春木川小学校と南小学校が、たしか防災の津波等を含んだ訓練をしているというふうに向っております。特に南小学校におきましては、南部出身の議員がおります。最長老の25番議員でありますけれども、たしかこの訓練にも実際に参加されて、地域の方々の声も聞きながら、悪いところはどこかとかいうことをやはりいろいろと勉強したということは、25番議員からもしっかり聞いております。また春木川小学校におきましては、やはりその4校の中でも特に線路より上で高台であるというところから、地域での参加というよりは、学校の中での教室、要するに2階、3階を使う避難訓練をしたということがありました。4校をグラウンドの、要するに海拔で言うと、では4校のグラウンドは海拔何メートルで、学校教育方が考えている教室の例えば最上階に避難をする、もしくは最上階でなければ屋上でも出られて避難できる場所があるという、教育委員会が考えているこの4校のグラウンドの海拔と校舎の高さを教えてください。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

海拔と校舎の最上階についてでございますが、別府中央小学校の海拔は3.7メートルで、最上階は15メートル。ちなみに屋上は19メートルでございます。南小学校は海拔4.7メートル、最上階16メートル。亀川小学校は海拔2.7メートル、最上階14.7メートル。春木川小学校、海拔17.7メートル、最上階32.7メートルであります。

○13番（吉富英三郎君） 今の答弁から言いますと、実は亀川小学校が一番グラウンドが低いということになるわけですね。最上階に逃げたとしても14メートルというような位置になろうかと思えます。

数字だけで見たときに、例えば3メートルの津波が来るとか、今回マックス5.2メートルということでもありますけれども、これを実際に視覚で、自分の目でどれぐらいの高さになるかということを考えたとき、例えばこの議場内で言ったときに、「発言時間」「議員出席数」という表示盤がありますけれども、5メートルを超すというふうになりますと、その横の声を吸収する板が入っていますけれども、その上、下から2番目を超すぐらいの高さの津波が来るということになるわけです。この高さです、5メートルで。もし物に当たって来ると、その圧力でさらにその上を超すように津波は来ますから、6メートルというと、議場の一番上のもう、カーブをとるところまでは優に行くという高さになるわけですね。だから視覚で見るとこれだけの高さのものが来るとい、こういうことになります。これは確かに最上階に逃げれば安全であろうし、問題はないのかもしれませんが、やはり相当の圧力といたしますか、恐怖心があるなというのが、この高さから見ても十分にわかるわけなのです。

そこで、先ほど答弁がありました、気象庁の防災官から、別府市で想定される地震・津波の被害や活断層、鶴見・伽藍岳等の火山噴火の際の被害地域等についての講演もあったということです。人間は、雨がたくさんずっと降ると、ああ、太陽さん、雨が上がってほしいなと思いますし、日照りが続きますと、雨が欲しいなと思います。今回も津波が、やはりあれだけの被害を出しているものですから、どうしても津波の方に目が行ってしまうわけです。我々議員も、やはりそうです。ですけれども、別府市の過去のやはり何百年も前から調べても、津波で大被害がどうのこうのというのは、余り文献には出てきません。それよりも私が怖いのは、地震における活断層とか火砕流、溶岩噴火とか石が飛んでくるかというのがやはり怖いかなと思っているわけなのですけれども、そういういろいろな災害が種別によって避難するにしても避難経路、また避難する場所、そういうものが違って

きます。当然、今回の津波での避難というのは重要でありますし、訓練もしなければいけないのは当然のことなわけですけれども、そういう種別の災害における避難または避難場所、そういうマニュアル、またそういうものが各学校ごとに、要するにこういう言い方をしては悪いのかもしれませんが、教育委員会はどちらかというと、いつも金太郎あめみたいに、一つのマニュアルを全部の学校に使わせるというようなところがあります。そうではなくて、やはり地域地域によって、学校が建っている場所によって避難する方法や、災害の種類によっては避難の仕方が違って来るわけですから、そういう例えばマニュアルなり、避難経路の仕方、そういうものというのは実施しているのか、またこれからつくろうとしているのか、その辺はどうなのでしょう。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

ただいま議員さんの御指摘があった火山災害、噴石、火砕流、溶岩流、土石流、それを想定した避難訓練におきましては、今まで各小・中学校において実施はいたしておりません。

今後、18年の6月ですけれども、県が作成した「由布・鶴見・伽藍岳の火山防災マップ」、配布は学校にはいたしておりますけれども、そのマップをもとに各校におきまして避難訓練、防災教育をするよう指示してまいりたいと考えております。しかしながら、現段階では各学校で第1、第2避難場所ですとか、幾つかの避難経路を定めてはいる現状でありますので、関係課と協議の上、学校、地域を含めた種別災害を想定した市全体の防災計画に基づきまして、今後、各校における避難場所・経路等を再検討を加えていくという予定であります。

○13番（吉富英三郎君） 避難経路、マニュアル的なものもそうなのですけれども、やはり早急に考えていかなければならない、要するに学校ごとに。例えば亀川小学校ですと、先ほどもグラウンドの高さが2.7しかないということです。14メートルぐらいの高さまでは避難ができるから、学校の中でも大丈夫なのかもしれませんが、それよりもっと安全なところがある地域にあるのではないかとということも当然考えなければいけません。ふと思いつくのは、例えば太陽の家。あそこは亀川小学校から直線的に歩いて行ってもほんの数分のところ。3階や4階に体育館や300人規模の講堂みたいなものもあるわけですから、当然今後、そういう社会福祉法人になりますけれども、別府市として避難地としていざというときには使わせてもらいたいというようなことも、教育委員会としては言っていかなければならない。当然これはまた南小学校にしても、ほかの火砕流や噴火、そういうものであれば山の方の学校なんかでも、当然そういうところも含めた避難地、避難経路、そういうものを考えていかなければならない。

一番思っているのは、避難経路は簡単には本当はできないと思います。というのが、それだけの大震災というか、大きな災害が来ますと、やはり家屋の倒壊とかいうのがありますから大変難しいのかなと思いますけれども、やはりその辺も含めて一生懸命教育委員会としては考えていただければありがたいな、このように思っております。

さて、やはり今回の津波を考えたときに一番心配されるのが、現在の中央小学校であります。この中央小学校、仮にマックス5.2メートルなり6メートルの津波が来たときには、最上階に逃げればよいということもありますけれども、やはりそうではなくて、もし間に合うのであればほかのところ本来なら逃げた方がいいのではないかなというふうに思うわけなのですけれども、この中央小学校に対してどのような避難訓練、中央小学校だけに限って結構なのですけれども、どのような訓練をしているのか、その辺を御答弁願います。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

旧北小学校の時代になりますけれども、平成17年度から地震・津波を想定した訓練を

いたしてきております。21年度に気象庁緊急地震速報受信装置であります「デジタルなまず」を導入いたしまして、続けて訓練をいたしてしております。

大分県地方気象台による情報によりますと、東南海・南海地震が発生した場合には、別府市では震度5弱から4、満潮時には最高津波高5.2メートルということがございますので、グラウンド敷地内に浸水があることが予想をされます。その状況を想定し、6年前より北、南、2校舎ございますが、最上階に避難するという訓練をしてきておりますが、本年度において東日本大震災を受けまして、より高いところに避難するという必要性から、南校舎の最上階に避難をしていた児童も、北側の最上階4階、高さ15メートルに避難するという計画に変更して訓練を実施するようしております。

○13番(吉富英三郎君) 校舎が頑丈であれば、大丈夫なのでしょう。ですけれども、この世の中、どのようなことが起こるかわからないというのが現実としてあるわけです。液化現象の件は後で話をいたしますけれども、やはりそこだけでは心配であるというふうに思うわけですね。ですから、やはり第2、第3の要するに避難経路、そういうものも考えていかなければならない。当然そのときには、こういう災害のときにはここだとか、震度幾つ以上のときにはこの辺にやはり避難するべきだとか、いろいろこれから先、学校ごとに決めなければならないとは思いますが、今考えられるいろいろな災害の中で、津波に限ったことではありませんけれども、それ以外に中央小学校としてはどのような避難経路なり、また避難場所というのを計画しているのでしょうか。

○スポーツ健康課長(平野俊彦君) お答えいたします。

地震・津波の想定や避難場所・経路をどこにするのかは、関係課、専門機関とこれからさらに検討していかなければなりませんけれども、現在、別府中央小学校におきましては、第2避難場所として考えているのが別府公園であります。別府公園は、海拔54メートル、学校からこれは最短の直線的な距離ではありますが、1,400メートルということですので、想定しております。津波が発生した場合、先ほどの東南海・南海地震の情報におきましては、津波が沿岸に到達するのに60分以上はかかるということですので、別府公園まで避難するには時間的には十分かな、また保護者にお子さんを引き渡すことも、その時間であれば考えられる適した場所かなと考えておりますが、しかしながら、中央小学校は300人を超える園児・児童・職員でございますが、安全に避難するためには、避難経路となります例えば10号線は、パニック状態の大渋滞で、横断することが非常に危険であります。それから校門近くに歩道橋が一つしかない、それから京町周辺ですとか富士見通りの例えば家屋が倒壊した、ガラスの破片が散っているとかを考えますと、別府公園に行くまでが大変危険であると考えられます。

そこで、園児・児童・職員の安全確保を保障する上でも、別府公園へ避難するための訓練を計画し、実施する必要があると考えておりますが、お隣の南側にあります国際交流会館、あそこが9階建てで避難場所として有効ではないのかとも考えております。

○13番(吉富英三郎君) そうですね、今おっしゃるとおり、大災害になりますと、やはり家屋の倒壊。ですから、壁が落ちたりとかガラスの破片、そういうのがありますので、幼稚園を含めた子どもたちを安全に別府公園まで連れて行くというのは、なかなか大変なことだと思います。なぜかといえば、それを見る大人が目、手が基本的には学校の先生、教職員に限られているわけですね。やはりそこが大震災のとき住宅地でない、そういう問題がいろいろと出てくるわけです。これは当然平成20年のときにも言っていますから、それは今回も言いませんけれども、ですから、やはりいろいろなことを考えて避難経路というのをつくっていかなければいけない。

今回、一番これから先使えない言葉というのに「想定外」という言葉ですね、「想定外」。「もう想定外だったから人命がたくさん失われた」というような言葉は、もうこれからは使え

ないということなのです。やはりこれだけメディアが発達して、いろいろな部分でもっとこうすればよかったとかあすればよかったというのがわかってきた以上は、やはりそれをも想定した防災、そういうものまでも含めて考えなければならないわけですから、これから先はやはり「想定外」という言葉を使うべきではないのかな、このように思っております。

さて、中央小学校はそういう意味で周りに、人を助ける、大人が助けに行くというときにも、大災害があった場合には国道10号をまたがなければならない。そして当然のことながら国道10号線も埋立地の上でできた道でありますし、中央小学校も埋立地の上でできた学校であります。先ほど答弁のありました交流会館に関しては、近年できた建物でありますし、たぶん5メートル、6メートルぐらいの津波が来ても、また震度4、5の地震が来たとしても十分持ちこたえられる建物であるというふうに考えておりますし、答弁のありました交流会館の方の避難の方が、まだ現実的に安全に子どもたちを避難させることができるのかな、このように思っております。

ただし、液状化現象等が起こった場合には、子どもたちを助けに行きたいと思っている保護者または多くの大人が、10号線をまたいで来れるのかということ、実はなかなか来れないということも考えられるわけですね。しかも一番怖いのが、流動化現象というよりも側方流動というやつの方が怖いのです。これはどういうものかというのを調べてくださいと言っておりますので、たぶん答弁できると思うのですけれども、この側方流動について説明をしていただけますか。

○教育総務課参事（井上 忍君） お答えします。

側方流動とは、地震時に発生する液状化に伴い地盤が水平方向に大きく変位する現象で、護岸などに見られるタイプは、地震の揺れ及び地盤の液状化で護岸などが移動することで、後背の地盤が側方流動を引き起こすものと考えられております。

○13番（吉富英三郎君） 余り難しく言うとは何のことかよくわからないのですけれども、すなわち埋立地とももとの土地は、揺れる周期が違うということですね、同じ地震があったとしても。ですから、同じ地震があったとしても揺れる周期が違うものですから、埋立地の方が、だんだんもともとある土地から離れていくということになるわけです。これが起こった場合、土地が動くわけですから、実はくいを打ったとしても、そのくいをも押し曲げてしまう、そういう圧力、要するに力がかかります。ですから、くいを約100本校舎に打っている、管理棟にも100何十本打っていると言いますが、どれだけ一番下の岩盤に届いているのかも、検査しているわけでもありません、実際は。ですから、本当のことは言えない。こういうことを言ったら悪いのでしょうかけれども、信用するしかないわけなのですけれども、そういう意味で側方流動がもし起こった場合は、たぶん中央小学校自体は斜めになる、そういう危険性が十分あるわけですね。交流会館に関しては新しいですし、技術も発達した中で建てられていますから、そういう部分ではまずそういうことはないと思いますけれども、どちらにしてもやはり中央小学校自体が、学校としての場所としては、やはり適正ではない、私はこのように思っております。

今回、多くの議員の皆さん方が、中央小学校の移転に関してどうなのだということを申されておりました。この移転に関しては、教育委員会の検討委員会の中で答申が上がってきて、そのとおりのことをしてきたわけですが、実際にはやはり行政側がイニシアチブをとって、将来を担う子どもたちをどのように育てていくのかというのは、教育委員会よりも行政側の方に本来は大きなウエートというか責任が私はあるのではないかな、このように思っております。それはなぜかといいますと、教育にもお金がかかります。そのお金に関しては、やはり行政側がある程度の予算というものをつけていくわけですから、そういう面ではやはり行政として今後どのように考えていくのかというふうなことをどう

しても知りたいのです。

24番議員が一般質問の中で、もし近い将来、東南海、そしてまた日向灘を合わせた大震災が来たときに、あの中央小学校を、あそこでいいですよと言ったのが浜田市長だよ、そうならないためにも移転を早く考えた方がいいのではないですかというお話がありました。私も今回の東日本の大震災、あの津波とか、ああいう大きな災害を見ると、やはり海岸側にある小学校というのは特に危険だな、そういうふうに思っております。

市長は、今回、その小学校の移転に関しては余り答弁の方をしておりませんが、市長として今はできなくても、5年先、10年先、何とかその移転をしたいのだということ、今のうちから検討をさせるというようなことは考えているのかいないのか、その辺を御答弁願えませんか。

○市長（浜田 博君） 御指摘をいただきまして、ありがとうございます。お答えをいたします。

私自身も、やはり今回の大震災を受けて、子どもたちの安全・安心というものを新たに考え直さなくてはいけないという思いに至ったことは事実でございます。

中央小学校を今時点でどうこうという思いよりも、亀川小学校、春木川小学校、それから南小学校等々、海岸線に近い学校を含めて新たに今回は移転をしていく。きょうの国の方針でも出されておりました。新しい学校を建てる場合は少しでも高台の方という方針が出されたようでありますし、そのことを踏まえて今回移転という状況が来れば、ぜひそういう方向で前向きに検討していきたい、このように思っております。

○13番（吉富英三郎君） そうですね、やはり津波だけに限ったところで見ると今回のような話になるのだらうと思いますが、でも津波だけでなく大災害ということを考えて、大人が子どもたちを救いに行こうとしたときには、やはりあの場所にあるよりは住宅地の中にあつた方がいいというのがもう常識だらうと思います。特に小学生なんかになれば。

ですから、市長は覚えていますか、昨年11月、議会の野球部の納会。ホテルでございました。当然議員の皆さん方と市の皆さん、幹部の方と酒を酌み交わして意見をいろいろと交換をさせていただきました。私が市長に、「野口小学校は、別府市の土地として手放すことなく、そのまま持っておいてくださいよ」と言いました。そのとき市長は、私の真意を汲み取ってくれたのかどうかわかりませんが、「そうだな、あそこはやっぱり10年先になるか20年先になるかわからんけれども、中央小学校を移すときにも必要な土地だからな」と言ったのを覚えていますか、覚えていませんか。

○市長（浜田 博君） そういう会話をしたことは、覚えております。とにかく野口小学校はやはり貴重な子どもたちの遊び場を中心に大人たちも安心して集まれる場所であるということは、しっかり認識をいたしておりますから、将来、中央小学校を云々というまで言ったかどうかわかりませんが、いずれにしてもあの用地は大変大切な土地であるという思いはお話をした、このように思っております。

○13番（吉富英三郎君） ありがとうございます。これは答弁も何も要りませんが、もし間違っているのであれば、行政としても訂正をしなければならないのかなというものがあつます。

ここに、「別府市政あれこれ」という本があります。これは1ページ目をあけますと、「発刊に寄せて」ということで市長の文も入っていますから、市長も知らないわけではない本です。この中に、これは私どもの大先輩であります、乙原出身の、昭和46年から平成19年まで議員をなされた、私たちは「村田長老」と言っておりましたけれども、この方が書いた本なのですけれども、この中にどうしても気になることがあるのです。ちょうど114ページなのですけれども、野口小学校と北小学校の統廃合問題のことを書かれております、この中に、その中に、最後の方なのですけれども、これは検討委員会で校地が



野口がいいか北がいいかというのは理論が分かれるところだから、それはしようがないのだ。東南海地震の心配もいろいろ云々というのがあります。

最後のくだりに、ただ、検討委員のある人いわく、校地が北校だと決定づけたのは、校地が整然としていて校舎が立派で、補修費が野口小学校は6億円、要するに補修にかかるのに対して、当時の北小学校は約2億円で済む。4億円の差が決定的な要因だったと私にもらしたが……、と書いています。ここに書いているのですよ、そのとおり。だから、これが本当なのかそなのかということは、だれが言ったとか書いていませんから言えないわけなのですけれども、うがった目で見た場合に、ちょうどこの数年前から今にかけては、団塊の世代の方々が退職する中で退職金が、行政としても大変お金が要る。別府市としていろいろなサービスを、行政サービスもしていかなければいけない、新しいサービスが起こる。そういう意味で税収よりも出て行くお金の方が多いということで、別府市自体がお金がないということがあるのは十分わかりますが、北小のときなら2億円、野口だったら6億の補修費がかかるから、この4億円の差が決定的に北小を今の中央小学校に校地を持っていったのだというふうなことが書かれていると、何だ、子どもの命よりも4億円の方が必要だったからというふうに思われてもしようがなくなるわけです。

ですから、もしそういうことではないというのであれば、やはりこれに関してはちゃんとある程度のことを言うておかないと、本来は子どもの命をないがしろにして4億円をほかのことに回したいがために北小学校に、この統廃合問題においては北小学校側に持っていったのだというふうにとられてもしようがない。その辺のところも、もう答弁は要りませんが、十分にやはり考えて対処していただければな、そういうふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

さて、今回のこの大災害、自衛隊を初めいろいろな団体が東日本、この援助に派遣をされております。どういう団体が派遣されているのか。自衛隊のことはわかります。そして、水道局も給水車を持っていったのを、私も当時建設水道の委員でありましたので、フェリー乗り場までお見送りに行きました。知っていますが、そのほかにどういう団体、または市役所でのどういう部署が、この大震災の援助に向かわれたのでしょうか。

○自治振興課長（浜川和久君） お答えいたします。

3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生した翌日、陸上自衛隊別府駐屯地第41普通科連隊の連隊長以下562名が、133台の車両を連ね東北地方に出発いたしました。そして、宮城県の気仙沼市で救助・捜索活動、それから食事や給水などの生活支援、負傷者などの医療支援、音楽隊による演奏活動等に当たりまして、5月19日に別府駐屯地に戻ってまいりました。

それから別府市消防本部では、緊急消防援助隊として職員6名が、3月14日から22日まで、岩手県釜石市に赴き救援活動に当たりました。

また別府市水道局、議員が言われました水道局では、水道の復旧作業に当たるため、3月26日から4月5日まで、職員4名が給水車等で福島県いわき市に赴き給水活動を行いました。

さらに、避難所の、あるいは仮設住宅にいる被災者のために保健師等延べ6人が、岩手県の宮古市に赴き健康相談等の活動を行いました。

○13番（吉富英三郎君） やはりさまざま、特に市の、表に出たのはやはり自衛隊のあの活動というのが、大変表に出ていて、一生懸命頑張っているなというのがわかりますし、あの姿に本当に涙するといいますか、見ていて感動、言い方が悪い、言葉がちょっと思いつかないのですけれども、感動さえ覚えるといいますか、一生懸命献身的にしていた自衛隊の方々の姿がよくわかりました。特にそういう中においても、市の職員さんがやはり派遣されて頑張ってきたのかなと、大変うれしく思いますし、また誇りにも思うところであ

ります。

そういう中で、先ほど562名ということでありました。別府市が約1,000名の、第41普通科連隊は1,000名ほどの隊員がいるということを知っています。ある自衛隊の詳しい方にお伺いしたところ、これはあつてはならんことですよ、あつてはならないことですが、もし有事等があった場合に、最前線に1人の隊員を送り込むのに、後方支援は8人から10人要ると言われているそうです。1人の隊員を戦場に出すときに、最前線に。ですから、今回もそういう戦争とか有事ではありませんけれども、わずかとはいませんが、1,000名ほどの第41普通科連隊の中で562名もの隊員が派遣されるというのは、本来は異常な派遣だということだそうです。

ですから、長崎、佐賀、福岡、大分、この4県が東北の方に派遣されましたが、やはり九州を守るという関係から、宮崎、熊本、鹿児島自衛隊は今回出ていないわけですね、災害の活動には。ですから、その分も含めてやはり、特に普通科連隊である別府などは、規模の割には大量の隊員を出している。その中で大変な御苦労をされているのだなということで、今、松川議長が座っておりますけれども、議長が自衛隊のことに大変詳しくて、「松川さん、別府市として、市民として、隊員は今何を欲しがっているのかな」というようなことを聞いたときに、議長が、すぐ現地の知り合いの人に電話をしてくれまして確認をしました。何が欲しかったと思いますか。一番最初に言われたのが、ポテトチップス、チョコレート、キャンディー、そういうお菓子類が本当は欲しいのだ。もう派遣されて2週間も3週間もたった隊員が、なぜこういう言葉が出てくるのか。それは、第41普通科連隊は若い隊員が多いということなのですよ。そして、特にまた若い隊員になればなるほど、上官からの命令というのは厳しいものがありますから、一生懸命するわけですが、そういう大変苦しい中で、私から見れば自分の子どもと同じぐらいの人たちが一生懸命頑張っていたということです。

それとか、また私の町内にも家庭を持った自衛隊員の方が、私が知っている、懇意にしている人が2家族あります。1人は40代、1人は50代の隊員ですが、奥さんに話をしていたときに、こういうときではないと頑張れないから、だからもう何も文句も言いません。子どもたちは、お父さんが要するに1週間以上家を離れたことがないらしいのですよ。ところが、その災害で1カ月以上、実際には2週間ほど行って、また1週間で戻るといふ繰り返しですが、やはり2週間も家を離れている、家庭を守るというのは大変なことだったと思います。

隊員が帰ってきた中で、隊員の話聞く中に、こういう言葉がありました。日ごろ迷彩服を着てある種の数まとまって移動したり歩いていたりすると、市民なり県民といいますが、国民が、要するに嫌な顔をすることがよくあった。要するに、迷彩服を着て団体が動くわけですから、歩くわけですから。ところが、今回別府市のこの第41普通科連隊は、11日にあった災害に対して12日にはもう出発して、14日には災害活動を始めております。ですから、3日目でもまだ救助されていない人たちを何人も救っているわけですね。そういう中で出た言葉が、「自衛隊の迷彩服を見て、『助かった』と思った」という、その言葉が実は隊員は大変うれしかった。そういう話がいろいろと私どもの方にも聞こえてきたわけなので、そういう姿や、また新聞で「九州の武士（もののふ）ありがとう」というような言葉を掲げてくれるとか、いろいろなものをこの別府市民として自衛隊を見たときに、自衛隊のためにも何か市民としてごほうびというような形ではないですが、何かを出すことができないのかなというふうに思うわけです。

市長は、ちょうど選挙期間中かその前だったと思いますが、感謝状を市民の代表として、自治会の連合会長ともども感謝状を、市民の皆さんが本当にありがとうと言っていますよといふ感謝状を出しますということ、駐屯地の方に伺った。そして、この前は司令が

帰ってきたということで、感謝状をお渡ししたということは伺っております。大変いいこと、いいことなのか、市民の心として大変よかったな、このように思っているわけなのです。

そういう中で、給料を日ごろからもらっているから当たり前だというような考えが確かにあるかもしれません。多くの国民が、自衛隊を認めて、よく頑張っているね、本当に頭が下がる思いですよという人がたくさん、ほとんどだとは思いますが、ほんの一部には、いや、あれは日ごろ給料をもらえるのだから、するのは当たり前だという人もおるかもしれん。だけれども、やはり日本人の心としては、基本的には、あれだけのことをするのであれば、やはり何かおほめの言葉も、一人一人にかけるのが無理であれば、例えば顕彰とかそういうものを、隊員全員に要するにプレゼントするというのも一つの手ではないかな、私なんかはそういうふう考えたわけですよ。それはなぜかといいますと、感謝状をあげることは大変いいことですし、市民の気持ちとしてそれはそれとしていいことだと思います。だけれども、一人一人の肩に、簡単に言えばワッペンですよ、別府市の市民からの贈り物だというのがわかるようなワッペンなりが方に縫いつけられているということになれば、仮に今度また違うところに派遣されたとしても、ああ、この41普通科連隊というのは、別府市民挙げて応援しているのだなということがわかるから、やはりまた災害活動に対しても士気の上がり方が全然違うというふうに言われております。

そういうことを考えていくと、これが別府市として当然それをつくるということになれば予算もかかるでしょうし、またそれを本当に自衛隊が欲しいと思っているのかということもあるので、一概にここでそれをつくりますとか検討しますなんていうことは言えないと思います。しかし、私は今の時点では市民は、そういう市民の心を自衛隊の方々にお見せするという部分で、そういうのをつくって贈っても、市民は怒らないといえますか、そんなお金があるのなら、また向こうに義援金として送ればいいではないかという声もあるかもしれませんよというようなことも聞きましたけれども、それよりも、そこを助けに行った自衛隊のその苦勞に市民が頭を下げて「ありがとう」と言っているということに、私は意義があると思っております。当然その顕彰なりをつくって出すということは、これは隊員に対しての、今回の活動に対する名誉、名誉をあげるのだということなのです。これは将来、先ほど話がありました東南海・日向灘の地震があったときに、41普通科連隊は別府市民を助けてくれるわけですよ。基本的にはそうなるわけです、別府市に駐留しているわけですから。ですから、そうすると、そういうのがもしこの近い将来起こることがあるとすれば、先に別府市民は41普通科連隊を応援していますよというような顕彰を出しておいた方が、一つの保険ではありませんが、言い方は悪いのですが、その方がまた41普通科連隊の士気も上がるのではないかな、このように思っているわけです。

答えを出すのは大変難しく思いますけれども、ぜひ自衛隊とか、またあらゆる機関と協議をしていただいて、どういう形で名誉とか栄誉と言われるものを自衛隊の別府41普通科連隊全員にあげられるのかというものを、ぜひ検討していただきたいな、このように思っております。これは難しいことですから、答弁は要りません。私が言っている気持ちとして、後は執行部がいろいろと思って活動するのか、行動するのかわかりませんが、またできないならできないかもしれませんが、それはそれでまた後でも聞かせていただければそれでいいと思っております。もし何かありましたら、お答えください。

○副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

別府市に駐屯する第41普通科連隊が派遣されていることは、マスコミ報道によりまして皆さんはよく承知されているというふうに思っておりますし、その任務遂行につきましても、市民の方々は誇りに思っているという方が多いのではないかとこのように私どもは思っております。

そういう中で、議員御提案のことにつきましては、相手方もございます。そういう中で私どもは十分検討させていただきたいというふうに今思っております。よろしくお願いいたします。

- 13番（吉富英三郎君） 難しい問題であるというのは重々わかっておりますけれども、ぜひ検討ができるのであれば検討していただきたいと思えます。

3時でやめようと思っていたのですけれども、ちょっとあと一つ。すみません。

カーボンニュートラルという問題があります。このことについて質問を出しているわけなので、簡単にと言うと課長等に失礼になるのですけれども、このカーボンニュートラルというものの、どういうものなのか。そして、行政はどのような取り組みをしているのか。その辺をちょっと答弁を願います。

- 環境課参事（眞野義治君） お答えします。

まずカーボンニュートラルとは、ですが、植物は二酸化炭素を吸収して酸素を吐き出すことを繰り返しながら成長します。植物が大気中の二酸化炭素を吸収し、光合成を行うときに酸素と炭素が離れ、酸素は大気中に放出されるということになります。樹木の場合、その残された炭素でできた炭水化物は細胞に含まれ、その後数十年以上も樹木の細胞として固定されたままです。最後に燃料として燃やされたときに二酸化炭素となり、大気中に放出されます。この繰り返しで、大気中の炭素をふやすことも減らすことも植物はいたしません。この安定した炭素の循環のことを「カーボンニュートラル」と言います。その観点から考えると、炭素を多く含んだ有機物として堆肥化して利用したり、草食動物の飼料として利用したりするのが肝要かと考えます。

行政としましては、ごみ減量とともに資源の有効利用という観点から、草木の堆肥化についても広報等を通じて行いたいと考えております。

- 13番（吉富英三郎君） 要するに光合成を行う二酸化炭素を吸って酸素を吐き出す樹木があるから、それは燃やして、今度はまたCO<sub>2</sub>が出たとしても、自分がCO<sub>2</sub>を吸って成長したわけだから、燃やした分はプラスマイナスゼロ、だからニュートラルということでカーボンニュートラルというふうになるわけですね。これを例えば一般家庭のごみとして出すときに、これは燃えるごみとして可燃物に入れられる分は構わないのですけれども、枝木を束ねたものは有料になっております。これ、先ほどいろいろな災害の面でも出た話なのですけれども、大災害は要するに雨とか、今回みたいな大雨とかいろいろあるわけなのですけれども、地球温暖化というのがやはり一番大きな原因であるというふうにも言われているわけですね。ですから、そういう中で鳩山前総理も25%マイナスというふうなことを——CO<sub>2</sub>——言っていましたけれども、早々にもうあきらめて、福島原発のこともありまして、あきらめてしまいました。ですから、CO<sub>2</sub>をなるべく出さないようにしましょうということになれば、一般家庭でも樹木の剪定をした後の木を有料で取るということになると、そのお金がもったいないからということで、家でやはり焼却する人が多くなるわけです。家で焼却したとしても、プラスマイナスゼロですから、CO<sub>2</sub>はふえないかもしれません。だけれども、それを焼却場で燃やせば本当はCO<sub>2</sub>がもっと減るということになるわけです。ですから、家で出た剪定された葉っぱや木、有料袋の緑の袋に、可燃物の袋に入れることができない物も無料化で集めるとか、そういう手だてができるのかできないのか。もし今有料で取っている定義なりがもしあるなら、教えてください。

- 環境課参事（眞野義治君） お答えします。

剪定を行った際の樹木の処分につきましては、長さ50センチ、太さ5センチ以内に切っただけ、1日につき5袋を限度として燃やすごみ用指定ごみ袋での通常収集を行っております。この長さや太さの規定ですが、焼却施設の処理能力を勘案した場合、焼却施設に直接投入しても問題なく処理ができるものであり、それ以上の長さや太さの樹木

になりますと、焼却処分等にふぐあいが生じるためであります。規定値以上の長さや太さの樹木の処理につきましては、別施設にて細かく砕く機械にかけた後に焼却施設に投入しておりますため、ほかの燃やすごみと混合しての通常収集はできません。したがって、規定値以上の樹木につきましては、前処理施設の能力に従い、長さ150センチ、太さ30センチ以内に切っていただき、粗大ごみとして有料での別収集を行っております。(発言する者あり)

- 13番(吉富英三郎君) 答弁してくれて、ありがとうございました。(笑声) 長さが150センチ、太さ30センチの丸太なんというのは、一般家庭から出したりしません。30センチの物を切ろうとしたら、もう生木は大変ですよ。たぶん切ったことがないからこういうふうな150センチとかね。生木150センチなんかいったら、普通大人は簡単に持てません、重くて。丸木ですから転がせばいいといえばそれまでですけども、だから合わないのですよ、こういう規定が。だから一般家庭で有料が50センチの15センチだったら袋に入れてどうのこうのというのがありますが、それ以外でも長さがあっても30センチの丸太なんというのは、普通の家庭では出すことは考えられないわけですから、その辺のところをもっと緩和するとかして、そして有料の物を無料にするというような知恵がないのか。

例えば、自分の家で刈りました。だけれども、これを規定に合うごみ袋に入れるのが大変です。ですから、これを一般のごみとして出したいけれども、無料にしてくれということでもしするということであれば、ひもを、市役所は、このひもを使ってくださいと言って出す。そのときにシールか何かを出して、そのシールを張ってくれば例えば無料でも結構ですよ。少なくとも150センチ、30センチの丸太なんか出しませんから、出したとしてもやはり15センチをちょっと超える、15センチもたぶん無理でしょうね、一般家庭であれば。だからそれが50センチで今度は切っていくというのが大変だということで、なかなか問題があるのですから、それが150でなくても、1メートルぐらいに合わせて切る分であれば、もう袋に入れなくてもひもで結んで、市役所にこういうのを出したという環境課に行けば、このシールを張ってくれば無料でとりますよというようなことぐらい考えれば、そんなに金がかかわるわけではないし、先ほど言ったCO<sub>2</sub>を仮に家で燃やしてもプラマイゼロのニュートラルかもしれないけれども、焼却場で燃やせば明らかに少なくとも数値上はマイナスになるわけです。絶対にマイナスになる、焼却場で燃やせば。ですから、なるべく家庭で燃やさないように、焼却場で燃やせるようなことをこれから環境課としてぜひ考えていただければありがたいなということを申し上げまして、終わります。

- 議長(松川峰生君) お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時11分 散会